



TOHOKU
UNIVERSITY

東北大学大学院教育学研究科 教育ネットワークセンター 震災子ども支援室“S-チル”

開室記念シンポジウム報告書

親を亡くした 子どもに対する 支援の中長期的展望



平成23年11月

東北大学大学院教育学研究科 教育ネットワークセンター
震災子ども支援室“S-チル”



東北大学大学院教育学研究科 教育ネットワークセンター
震災子ども支援室

開室記念シンポジウム報告書

親を亡くした子どもに対する 支援の中長期的展望

平成 23 年 11 月

東北大学大学院教育学研究科 教育ネットワークセンター
震災子ども支援室

目 次

1. 開会の辞	1
2. 講 演 I	3
質疑応答	9
資料	11
3. 講 演 II	33
質疑応答	38
資料	40
4. 講 演 III	43
質疑応答	48
資料	50
5. 講 演 IV	53
質疑応答	58
資料	60
6. アンケート結果	66

開会の辞

宮腰研究科長

本日の震災子ども支援室の開室および、シンポジウムの開始にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。研究科長の宮腰です。この度東北大学大学院教育学研究科におきまして、研究科の教育ネットワークセンターという教育施設がございしますが、そこに東日本大震災で親を亡くされた震災孤児、および遺児の支援を目的と致しまして震災子ども支援室を設置致しました。本日はその支援室の開設を記念し、開室式と記念シンポジウムを開催致します。ご臨席を賜りました方々にはご多用のところお越しいただきまして心より御礼申し上げます。

本年3月11日、宮城県沖で発生致しました東日本大震災は、日本の観測史上最大規模のM9という記録をするものであります。それによりまして、大きな津波が生じ、岩手県、宮城県、福島県を中心として沿岸部に甚大な被害をもたらしました。このような自然の大災害によりまして、多くの尊い人命が失われ、大切な日常生活が一瞬にして奪われました。誰もが想定し得なかったことであります。この震災から早くも8ヶ月が経ちました。改めてお亡くなりになりました方々には心より哀悼の意を表したいと存じます。またその間、東日本の被災地は国内外から様々な心温まるご支援をいただきました。復興、復旧にはまだまだ時間を要しますが、被災地は一步でも前進するように日々懸命な努力をしている所であります。

私どもの震災子ども支援室もまた、被災地の支援をしたいというご厚意に支えられ開室となりました。それは、石川県にお住まいの平美都江さん方から10年間にわたる多大なご寄付によるものであります。残念ながら本日ご来場いただく予定ではございましたが、体調が優れないとのことでおいでいただけませんでした。平さんが本研究科に託された震災によって親を亡くされたお子さんへの支援に役立てて欲しいというご意志を受けて、この度研究科は震災子ども支援室を設置し、震災孤児、および遺児の長期的で本格的な支援に踏み出した次第でございます。

厚生労働省によれば、親を亡くしたり行方不明になっている孤児は240名、震災後に1人親となった震災遺児は1,300名を超えるというふうにされております。多くは親族に引き取られて生活をしているようですが、子どもたちは、本人はもちろんのこと、1人親や里親になられた方々への長期的な支援が不可欠となってきております。心の痛みの長期化、慢性化が懸念される中で今後10年間を見据えた震災子ども支援室の活動は非常に意義あるものと思っております。震災子ども室は同じ心理士や相談員が継続して対応にあたることになっております。子ども本人や、里親の個別相談も予定しております。また、自治体や関係機関、団体との連携、協力を図りながら支援のニーズに応じて情報提供やサービスの紹介などを柔

軟に対応していきながら丁寧にゆっくりと子どもたちの心のケアやカウンセリングなどを行い、心の均衡に努めて参ります。

こうした点につきましては、本日ご臨席いただいております宮城県保健福祉部の子育て支援課長の小林一裕様それから、あしなが育英会東北事務所長の林田吉司様、それから宮城県里親連合会会長のト蔵康行様、それから本学教育学研究科からは本郷一夫教授から登壇いただいて、それぞれの取り組みや課題についてお話しいただくことになっております。本日もご列席の皆様には、この震災子ども支援室のこれからの10年をどのように進めていくか。試行錯誤の所もございますが、様々なご支援を賜りたいとお願い申し上げます。このことをお願いして、簡単ですが開会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

講演 I

宮城県の現状とこれまでの取り組み

宮城県保健福祉部子育て支援課長

小林 一裕 氏

講師プロフィール

2011年4月より子育て支援課長に着任
震災直後から県内の子育て支援業務を統括

ただいま紹介頂きました宮城県の子育て支援課長をしております小林でございます。本日はこのような席にお招きを頂きましてありがとうございます。宮城県と致しましても、被災した子どもたちのため各種の取り組みを進めて参っているところでございますが、行政の取り組みには限界があると考えております。そうした意味でも多くの皆様方のご支援ご協力が必要だと日々感じているところでございます。本日多くの皆様と、情報交換させて頂き、意見交換させて頂くことに対しまして、重ねて御礼を申し上げます。私からは今回の震災に際しましての、子どもたちの被害の状況、そして宮城県の取組状況などにつきまして、ご説明をさせていただきます。資料に基づきまして説明致します。1 ページ目、東日本大震災に関わる宮城県内の子どもたちの被害状況と今後の方針等をご覧頂きたいと思っております。1 番目の被害の状況に県内全体の被害の状況が書いてございます。人的被害、(1) でございますが、死者、行方不明者におきましては、1 万 1 千人を超える状況となっております。また (2) でございますが、住宅の被害等につきましては、全壊戸数が 7 万戸を越えるという状況となっております。一方、(3) の避難者でございますが、仮設住宅等、全戸完成したという状況にございまして、現時点におきましては、避難所の方は少なくなっているという状況、今は仮設住宅の方におられるという状況となっております。続きまして、これ 3 番と書いてありますが、2 番ですね。児童館への被害状況についてでございます。こちらの (1)、児童福祉施設の被害状況の欄でございます。この児童福祉施設につきましては、保育所、児童養護施設等々含めた数字でございますが、全体で県内、1,025 の施設がございます。このうち全壊となったものが 42、半壊となったものが 23 ということになってございます。また、人的被害についてでございますが、利用者で亡くなられた方が 56 名、行方不明者が 15 名、合計 71 名。そして職員の方で亡くなられた方が、6 名、行方不明の方が 2 名、合計で 8 名ということになっております。あわせて 79 名の方が犠牲になっているところでございます。同じように (2) (3) には、それぞれ公立幼稚園、学校、私立幼稚園、学校の被害状況が書いてございまして、(4) に児童関連の全体の被害状況が出ております。児童生徒等の死者数、行方不明者数が出ておりました、死者数が 450 名、行方不明者が 52 名、あわせて、500 名を超える方々が犠牲になっているという状況になってございます。

続きまして、裏面 2 ページの方をご覧頂きたいと思っております。1 番のところは、震災孤児の養護等の状況についてでございます。表の中にごございますが、ご両親を亡くされました震災孤児につきましては、現在宮城県内で 126 名が確認されているところでございます。うち 124 名のお子さんにつきましては、おじさん、おばさん、おじいさん、おばあさんなどに見ていただいている状況でございまして、お二人のお子さんが児童養護施設に入所されたという状況でございます。また市町村別に見ますと、石巻市が最も多く 49 名、ついで多いのが名取市で 21 名という順になってございます。これらの状況につきましては、当初避難所回りをしながら、市町村や学校等々から情報を頂いて、孤児数、遺児数を確認してきたわけで

ございます。現在も、こうした関係機関と情報をやりとりしながら、捕捉を続けているという状況でございますが、現時点におきましては、震災孤児数に関しは、ほぼ確定したのではないかと考えているところでございます。一方で(2)でございますが、震災遺児数ですが、父または母親のいずれかをなくされた場合でございます。こちらにつきましては現在、712名確認されているという状況でございます。こちらは現在調査を継続しているところでございます。おそらくこの数字より更に増えるのではないかと考えているところでございます。こうした子どもたちの支援につきましては、児童相談所が、県内に4箇所ございますが、児童相談所の職員が中心に職務にあたってきている状況でございます。しかしながら、今回の震災対応等の業務につきましては、通常の虐待対応等の業務も対応しなければならないというところで、なかなか宮城県の職員だけでは対応できないという状況が続いてございます。そうしたことから4月5日以降、(3)のところにもございますが、全国の自治体から、児童福祉司、児童心理士等の応援を頂いているところでございます。こちらは一週間単位で派遣をしていただいている、都道府県と市、それぞれ38の団体、それから国の2施設から、合計798名の専門職の方を派遣いただいたところでございます。一方で、実務的に見ますと、一週間単位の派遣ではなかなか厳しく、長期の派遣が必要で、そうしたお願いもさせていただいております。それで8月以降でございますが、4つの都道府県から、4名の職員を長期で派遣していただいております。来年の3月まで自治法派遣ということで、宮城県の併任職員として、長期の応援を頂いているような状況でございます。当面、他の自治体から応援をいただきながら、子どもたちの支援に取り組んでいきたいと考えております。それから(4)のところ、震災孤児等対策会議というものをあわせて設置しております。これは関係機関で情報を共有しまして、そうした子どもたちの支援にあたっていくため、4月6日付で設置をしたところでございます。②にございますように、構成メンバーとしましては、市町村、児童養護施設、里親会さん、警察、教育委員会、県の福祉事務所、児童相談所等々でございます。この事務局を子育て支援課が担当してございまして、4月6日以降、議題にあわせて、参集範囲を調整しながら8回ほど会議を開催して、子どもたちの支援策の方向性等を協議してきているところでございます。

続きまして3ページ目のところを御覧ください。(5)養保護児童への対応状況ということで、主に震災孤児への対応状況でございますが、孤児となられたお子さんにつきましては、できるだけ生まれ育った地域におきまして、親族の方に、血縁関係を大切にしながら、養育していただくというのが一番大切であり、現在、親族の方でも里親になっていただけますので、親族里親になって頂くように、登録の手続きを進めております。公費支給等もありますし、医療費等も原則無償となります。この登録にあたりましては、申請を頂いたあと、県の社会福祉審議会、第三者機関の御意見をいただいた上で、登録手続きをするということになります。これまで5回の審議会を開催して、審議をいただきまして、県では延べ63人の子

もさんを親族里親の方に委託させていただいているところがございます。また県以外、仙台市さんや、県外の親族の方に引き取られるお子さんもございます。そうした子どもさんも含めると、合計で81人、126人の孤児のうち、81人の親族里親が現時点で決定しているという状況になっております。また、こうした震災孤児のご自宅につきましては、現在、児童相談所の職員が毎月1回のペースでご自宅を訪問し、様々な相談に乗り、心のケアも含めてフォローにあたっているところがございます。

続きまして2番。被災児童の心のケアについてでございます。宮城県子どもの心のケアチームというものを県では設置したところがございます。こちらにつきましては、児童精神科医、医療行為を行う子ども総合センターという機関、それから児童相談所、この両機関が共同で設置をし、被災地を巡回相談しながら、医療的なケアにも当たっているということでございます。また、②のところでございますが、県の教育委員会とも協力してございます。基本的には学童生徒につきましては、学校にスクールカウンセラーを派遣していただいておりますので、そちらの方で初期の対応はお願いし、就学前や乳幼児等につきましては、県の保健福祉部が主にケアに当たるといように、役割分担をしているところがございます。こちらの心のケアチームの活動内容は下に列挙してございますが、児童福祉司、児童心理司の巡回相談の他、今申し上げました児童精神科医、ドクターが中心となりまして、心理士、保健師さんと一緒に、心のケアの巡回相談、それから医療行為なども行なっているところがございます。今後は、専門家、お医者さん、それから心理士、保健師などのマンパワーの確保が問題になってくるのではないかと考えているところがございます。それから(2)に子どもの心の健康サポート事業というものを書かせていただいております。これは市町村が実施する乳幼児健診、1.6歳健診、3歳児健診を対象に、心理職を派遣しまして、母子の相談に応じるものでございます。阪神大震災、中越の震災の後、こういった事業を実施して、効果が大きかったということで、県でも実施をしたいということで調整を進めてきたところがございますが、心理士の確保は非常に大きな課題になってございました。その点に関しましては、ケア宮城の畑山先生、それから本郷先生から、多大のご支援やご協力をいただきまして、心理士の確保にめどが立ちまして、この9月から、沿岸の7市町村で今スタートしているところがございます。また(3)で保育士の研修とあります。やはり日頃子どもと接する保育士さん方への研修というのも大変重要であり、沿岸地域を中心に12回、随時開催していく予定としております。

続きまして、4ページを御覧ください。(4)の児童相談所の活動についてでございます。先ほど申し上げましたとおり、震災孤児のご自宅については、毎月一回のペースで児童心理司、児童福祉司がお邪魔をしまして、様々なご相談に対応しております。心のケア等につきましても、心理司が直接お伺いしてサポートに当たっております。合わせまして、今回の震災について公的な支援制度がたくさん創設されてございます。民間の企業さん、団体さんで

も、様々な支援制度を作っていただいておりますので、それらをまとめて資料にして、ご自宅にお渡ししているところがございます。それから大きな3番目ですが、今後の対応についてでございます。やはり震災孤児、遺児の支援につきましては中長期的な対応が必要と認識をしております。県では、本年の7月に、子どもたちの支援のための寄附口座を開設してございます。東日本大震災みやぎこども育英募金というものでございますが、これまでに15億5千万円ほどの寄附をお寄せいただいているところがございます。この寄附金を活用致しまして、こうした子どもたちが、今のところ18歳になるまで、長期間にわたって、修学資金等を支援する、具体的には毎月の定期金と、進学段階に合わせた一時金、これを組み合わせて支援をしていきたいというふうに考えているところがございます。全体の支援制度につきましては、最終の調整をしているところがございます。また今回の震災で、新たに親族里親になられた家庭、里親さんを支援していくことも大変重要と考えております。なかなか行政サイドの支援だけでは、養育面でのサポートは十分にはできないだろうと、考えてございまして、県の里親連合会さんと連携して、この支援にあたっていきたいと考えているところがございます。それから(2)子どもの心のケアの一層の推進を、と書いてございます。子どもの心のケアにつきましても長期的な対応が必要になると考えております。先月県では、宮城県震災復興計画を作成したところがございます。今後10年間の計画でございます。この計画の中で、子どもの心のケアに関しては、今後10年間ずっと対応していくとの位置づけをしております。中長期的な取組を進めてまいりたいと思っております。それから最後の(3)ですが、国、市町村、関係団体との連携の強化という段でございます。国におきましては、先月末、東日本大震災中央こども支援センターという組織を厚生労働省が中心となりまして立ち上げてございます。被災三県のこうした専門家の派遣でありますとか、様々な支援をする体制を国として構築したという状況でございます。県といたしましては、こうした医師、心理士等の専門職が不足しております。そうした専門職の派遣も含めて、ご支援を頂きたいと考えております。また今後の取組につきましては、行政機関だけでは、難しい側面が多いと感じております。民間団体の方々を含めて、多くの皆様と連携を図りながら、本日ご出席の皆様のお力を借りながら、さらに子どもたちの支援にあたっていきたいと考えております。

全体の流れは、このような内容ですが、資料をつけておりますので、ポイントだけ若干説明させていただきます。5ページ目を御覧ください。子どもケアチームが書いてございます。下に2つございまして、左下が児童相談所のチーム、右下が子ども総合センター医療チームということになります。この医療チームの一番下のところに、今年の4月以降、5人の医師で4チーム編成しまして、月16日体制で、沿岸地域を巡回相談に回っております。ただ7月以降におきましては、全国からの医療チームがかなり撤退したということもございまして、応援医師も加えまして、今6人の医師で6チーム体制で月28日体制、ほぼ毎日ですね、どこかのチー

ムが沿岸地域の医療行為に当たっているというような状況になっています。

それから7ページ目につきましては、心のケア体制、市町村と、県の内部、それから厚生労働省、先ほど言いました東日本大震災中央子ども支援センター、関係機関との関連ですので、後ほどご確認をいただければと考えております。

それから9ページ目が、先ほど説明しました心の健康サポート事業、乳幼児健診の実施要領でございます。こちら先程も申し上げましたが、ケア宮城の畑山先生、本郷先生のご指導をいただきまして、9月から事業を実施できているところでございます。本年度いっぱい、事業を実施する予定としているところでございます。

それから11ページにある保育士等の研修の関係のものでございますので、こちらも後ほどご確認いただければと思います。

それから13ページの震災孤児の確認とフォロー体制を書いております。震災孤児等に關しましては、上にありますように市町村等と確認を行いまして、在宅支援をするのか、施設等へ措置をするのか、また、未成年後見人をどうされているか、そうしたところを含めて、児童相談所を中心にフォローにあたっているところでございます。

16ページですが、先ほど説明しました親族里親の支援の事業でございます。中心に親族里親さんがいらっしゃいまして、右下の方に児童相談所がありまして、児童相談所が月に一回親族里親さんがご自宅を訪問しているというところでございます。なかなか行政だけの支援では養育面でのサポートは十分ではないだろうということで、県の里親連合会さんにご協力をお願いしておりまして、先輩里親さんがご自宅を訪問してケアに当たる、また講演会、研修会、サロンのようなものを開いていただくなど、ご協力をお願いしている状況でございます。これに関しては、9月県議会で財政措置の承認を頂いておりまして、今後具体的に事業を進めていきたいと思っております。

それから17ページから、20ページにかけて、4枚ほどございます。ひとり親になられた震災遺児の家庭に対して公的な支援制度、それから民間の支援制度をまとめたものでございます。こうした情報を一元的に把握することは難しいと思っておりますので、こうしたものを震災遺児のご自宅に、直接郵送でお送りして、情報提供させていただき、ご相談にも乗らせていただいている状況でございます。

それから21ページから22ページ。こちらが震災孤児のご自宅にお渡ししている公的な支援制度、それから、裏面にかけて民間の支援制度等でございます。22ページの上にあしなが育英会さんの支援も載せておりますが、そうした形で資料をご自宅にお届けして、支援制度を活用いただくようにお話をさせていただいているところでございます。

それから最後23ページでございます。これらが先ほどお話しした、子どもたちの支援への寄附口座になります。現在、合計で15億5千万円ほどいただいております。今0歳児の震災遺児もおられます。そうした子どもたちが18歳になるまで、長期にわたって支援をし

ていくため、9月の県議会で基金を設置してございます。長きにわたってこうした子どもたちを支援してまいりたいと考えているところでございます。

以上説明が長くなりましたが、被災した子どもたちの支援につきましては、何度も申しましたが、行政だけの力では、十分には対応できないと考えておりますので、本日お越しいただいた皆様のご支援、ご協力を重ねてお願い申し上げまして、私からの説明を終わらせて頂きます。どうもありがとうございました。

質 問 1

子どもの心のケアチームに関して、教育委員会との連携について共同した具体的な取り組み等、組織的に統一した協業形態が作れないか。

回 答

資料の5ページ目にありまして、子どもの心のケアチームという丸がついたものがございまして。基本的には先程ご説明しましたが、右上にスクールカウンセラーと書いてございまして、県の教育委員会の所管になっておりますが、学童生徒に関しましては教育委員会のスクールカウンセラーさんが第一義的にはケアにあたっていただくという形をとっております。下にあります宮城県子どもの心のケアチーム。これは左の方が児童相談所の心理士のチームでありまして、こちらは各管内を巡回相談しております。その右側の方が子ども総合センターの医療チーム。ドクターが中心となって沿岸地域を4地区に分けて巡回相談をしております。具体的にはそうした形で入り口部分は分けているという形になります。ただ、学校現場で対応できない、さらに医療的なケアが必要なものにつきましては、下の方の医療チームの方につないでいただくというような形で連携をさせていただいております。なかなか、協業形態という形までは至っておりませんが、常に情報をやりとりしながら連携して取り組んでいるというところでございます。心のケアチームについては以上でございます。

質 問 2

親族里親の年齢や関係など今後の支援の方向性に関わってくると思うが、そういった情報は提供できないか。

回 答

親族里親さんにつきましては個人情報の問題がありまして、なかなか行政サイドから何歳の方が何人いらっしゃるという形での情報提供は現実的には難しいと考えております。ただ、先程も若干コメントがございましたが、ケースとしては、ご兄弟の方で、20歳前後の方が親族里親になっているケースもございまして、あとはおじいさん、おばあさんですね。高齢の方々、80代は少ないですが70代くらいの方々になっているケースもございまして。あとは、親族と言いましても3親等以内のご親族が近くにおられないということで4親等以上離れたご親族の方々が、こちらは4親等以上離れますと養育里親という形になりますので、そちらの養育里親制度の方で見いただいているケースもあるということでございます。個別の情報につきましては大変申し訳ございませんがご説明できませんのでご容赦いただければと考えております。

質 問 3

震災孤児のすべてが親族に保護、養育されることが望ましいわけではないと思う、その適切さをどうやって判断するのかを知りたい。

回 答

あくまで親族里親も措置の一形態でございます。基本的には児童養護施設に入所させるのか、また里親さんに委託という形の措置をするのか、その判断は児童相談所が行うことにしております。ですから、親族の方がいらっしゃっても、子どもさん本人がその親族の方に養育されたくないというケースにおきましては、無理にお願いするということとはございません。親族の方々のご意向と、児童本人の意向というものを総合的に勘案した上でどなたに養育していただくのが一番いいのか、また、親族の方がいらっしゃっても、その方が養育者として適当でないというケースにおきましては児童養護施設に措置するということもございますので、実態としましては、総合的に勘案した上で対応させていただいているということでございます。

質 問 4

児童福祉施設の入所者の死者数、行方不明者数の内訳がどうなっているか。

回 答

今手元にはございませんが、保育所なのか、児童養護施設なのか、その他の施設なのかというご質問なのですが、児童養護施設での人的被害はほとんどなかったと記憶しています。ほとんどのケースは保育所の子どもさんです。ただ保育中に亡くなられた方は少なく、ほとんどのケースは、保護者の方にお渡ししたあと、ご自宅等で被災にあわれたというケースが多いと記憶しております。

質 問 5

今後児童相談所や児童養護施設で対応すべきケースが増えると思うが、その対応は可能なのか。

回 答

これは大変難しい問題として、震災孤児、遺児も含め今後要保護児童として対応すべきケースが一定数でてくるのではないかと考えております。ただ一方で国の施策、県としましては、施設から家庭的養護に、いわゆる里親さんやファミリーホームに受け皿を切り替えていくという大きな流れがございます。その中で児童養護施設を増やすということにつきましては、なかなかすぐに答えはでないということになります。新たな施設整備となりますと、今ある児童養護施設ですと、60人規模から80人規模の大きなものとなりますので、すぐには難しい。先ほどもご説明しましたが、震災孤児等対策会議ということで、関係機関の会議がございます。そこで今回の震災直後も、受け皿を何人受け入れていただけるかという緊急の調整をいただいた。今後ともそうしたソフト面で、そうした子どもさんをどうフォローしているかということ、さらに連携を強化していくのが、当面の対応かと思っています。私からは以上になります。

東日本大震災に係る宮城県内の子どもたちの被害状況
及び今後の方針等について

I 被災状況について（平成 23 年 10 月 20 日 宮城県災害対策本部資料・抜粋）

1 被害の状況（余震による被害を含む）

(1) 人的被害

死者	行方不明者	重傷	軽傷（その他を含む）
9,444	2,058	429	3,579

(2) 住家・非住家被害

全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	非住家被害
76,078	92,234	175,294	7,061	11,194	27,627

(3) 避難者・避難所数

避難所数	避難者数
19	268

3 児童関連の被害状況

(1) 児童福祉施設の被害状況

施設数	全壊	半壊	入所者		職員（里親含む）	
			死者	行方不明者	死者	行方不明者
1,025	42	23	56	15	6	2

※児童福祉施設：保育所，児童養護施設，乳児院，里親，母子生活支援施設，児童厚生施設等

(2) 公立幼稚園・学校（小・中・高）の被害状況

施設数	施設被害等	幼児・児童・生徒		職員	
		死者	行方不明者	死者	行方不明者
882	759	317	45	19	-

(3) 私立幼稚園・学校（小・中・高）等の被害状況

施設数	施設被害等	幼児・児童・生徒		職員	
		死者	行方不明者	死者	行方不明者
281	251	67	2	2	1

(4) 児童関連の被害状況の合計

施設数	施設被害等	児童等		職員	
		死者	行方不明者	死者	行方不明者
2,193	1,053	440	62	27	3

II 現在の取組及び今後の対応等について

1 震災孤児を含む要保護児童対策について

(1) 要保護児童の調査及び震災孤児の状況把握

児童相談所が中心となり、市町村等と連携しながら、震災孤児等の調査を実施。

震 災 孤 児	保護の状況
126人	児童養護施設入所 2人
(内訳) 中央児童相談所 30人 (塩竈市2人, 名取市21人, 岩沼市2人, 亶理町4人, 七ヶ浜町1人) 北部児童相談所 2人 (涌谷町2人) 東部児童相談所 63人 (石巻市49人, 東松島市4人, 女川町10人) 東部児童相談所気仙沼支所 12人 (気仙沼市17人, 南三陸町7人) 仙台市児童相談所 7人	
	親戚等による保護 124人

※震災孤児：震災により、保護者（両親(ひとり親を含む)、祖父母、親戚などの養育義務者）が、死亡又は行方不明となった児童

(2) 震災遺児数について

712人（9月16日現在、市町村、学校等と連携し継続調査中）

(3) 他自治体から派遣された児童福祉司及び児童心理司等の活動について

- ① 平成23年4月5日～平成23年9月9日まで 38都道府県市2施設より、延べ798人の派遣をいただいた。
- ② 平成23年8月1日より、地方自治法に基づき、4都道県より職員派遣を受けている。

(4) 宮城県震災孤児等対策会議の設置

震災に伴う震災孤児等の把握と支援に関して、関係機関の円滑な連携を図るため設置

- ① 設置年月日 平成23年4月6日
- ② 構成機関 市町村、児童福祉施設等関係機関、県警、教育委員会、県保健福祉事務所、県児童相談所 等（県子育て支援課：事務局）
- ③ 開催状況等 平成23年4月6日に第1回目の会議を開催。以降、平成23年10月21日までに計8回開催し、震災孤児の把握、児童相談所の対応状況、子どものケアへの対応、里親委託の推進方針、新たな里親への支援等について、協議・情報交換等を行っている。

(5) 要保護児童への対応状況

震災孤児のほとんどについては、親戚等の血縁関係者により保護、養育されており、児童相談所では里親制度の説明を行い、(親族)里親登録を勧めている。

里親登録を行うために、宮城県社会福祉審議会母子養護部会を随時実施するなど柔軟な対応に努めている。

【審議会開催状況】

第1回宮城県社会福祉審議会母子養護部会	平成23年5月26日(10世帯18人)
第2回宮城県社会福祉審議会母子養護部会	平成23年6月28日(17世帯20人)
第3回宮城県社会福祉審議会母子養護部会	平成23年7月25日(10世帯11人)
第4回宮城県社会福祉審議会母子養護部会	平成23年8月29日(10世帯13人)
第5回宮城県社会福祉審議会母子養護部会	平成23年10月20日(1世帯1人)
	合計 48世帯63人

※ なお、仙台市及び他都道府県等へ転出した児童についても、里親委託が進められており、現在、81名の里親委託が進んでいる。

2 被災児童の心のケアについて

(1) 「宮城県子どもの心のケアチーム」について

① 子どもの心のケアチームの設置

子ども総合センター、県内各児童相談所(支所)、子育て支援課が共同で「宮城県子どもの心のケアチーム」を設置し、被災した子どもたちに対して幅広い支援を行うとともに、心的外傷後ストレス障害(PTSD)等の症状を呈する児童のケアや保護者等の関係者への助言や支援を行っている。

② 県教育委員会(公立学校等)との連携

学童・生徒については、県教育委員会が派遣するスクールカウンセラーが基本的にケアを行いながら、「宮城県心のケアチーム」と連携を図っている。

〈心のケアに関する具体的な活動内容〉

- ・ 児童福祉司・児童心理司による心のケアの巡回相談・通所指導等
- ・ 児童精神科医・臨床心理士等による心のケアの巡回相談・診療
- ・ 子どもの心のケア電話相談員の配置
- ・ 子どもの心のケアリーフレット作成・配布
- ・ 子どもの心のケアに関する研修会の開催

(2) 子どもの心の健康サポート事業(乳幼児健診への心理士派遣について)

平成23年9月より希望する沿岸市町で実施する1.6歳児健診、3歳児健診の会場へ心理士の派遣を行っており、母子等の相談に応じる体制を整えている。

(3) 保育士等への研修について

直接子どもたちと接する機会の多い、保育士等に対し何らかの症状を見せる子どもへの対応法等についての研修機会を提供する。

(4) 児童相談所の活動について

震災孤児を養育する里親家庭を月1回訪問。養育面での不安や心配などについて相談に応じているほか、公的団体ばかりではなく、民間団体が行っている経済的支援についての周知を図っている。

3 今後の対応等について

(1) 震災孤児・遺児等への中長期的な支援

- ・ 親族等による保護，里親委託などによる経済的支援の一層の推進
⇒ 「東日本大震災みやぎ子ども育英基金」による中長期的支援
- ・ 新たに里親となった親族里親等に対し，宮城県里親連合会等との連携により研修会や，先輩里親による個別訪問などを実施し，養育面の不安などの解消を図る。

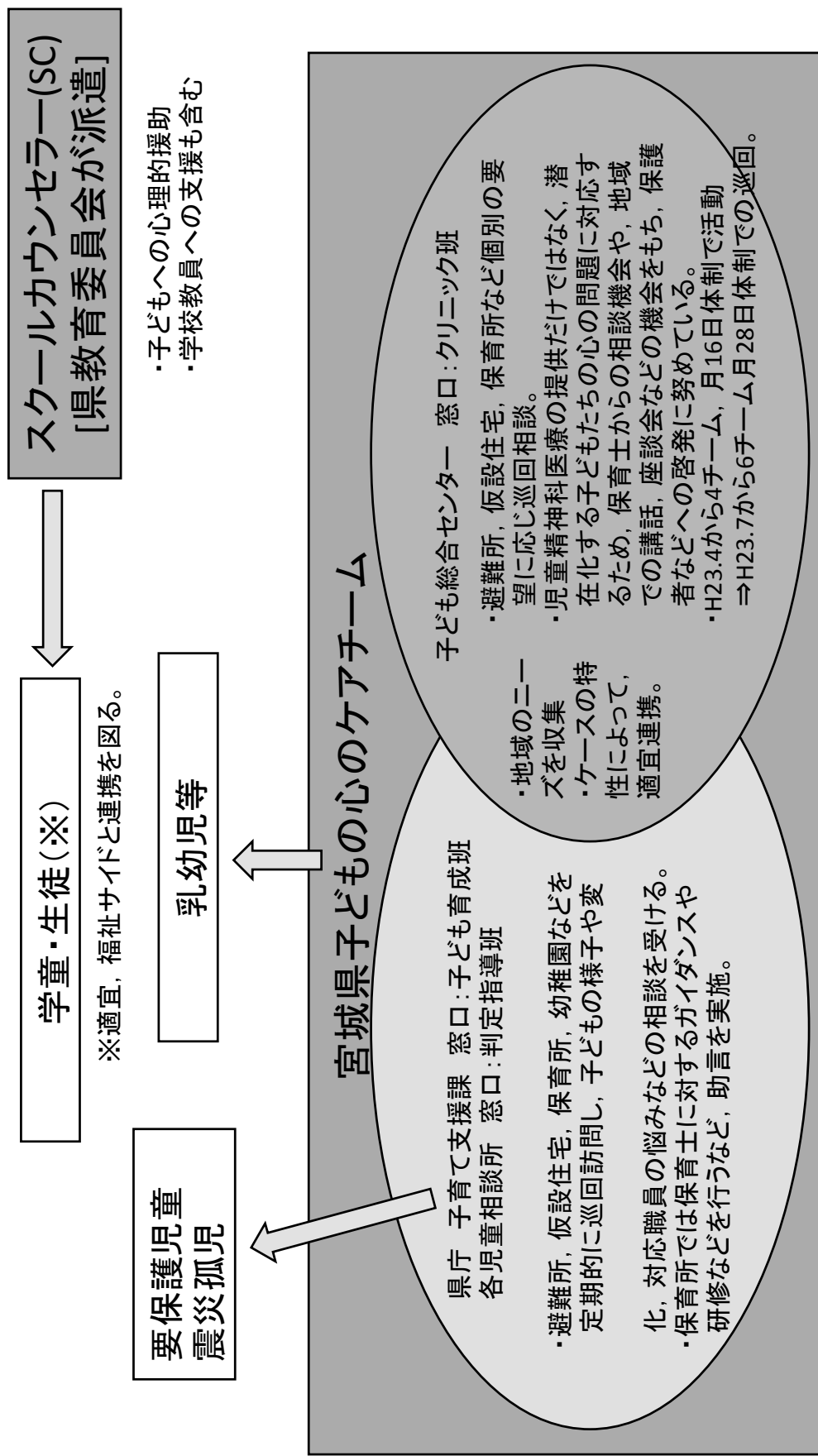
(2) 子どもの心のケアの一層の推進

これまでの避難所巡回，保育所・幼稚園巡回に加え，乳幼児健診（1歳6ヶ月・3歳児）等における心の健康相談等を継続し，児童・保護者のメンタルケアを中長期的に推進する。

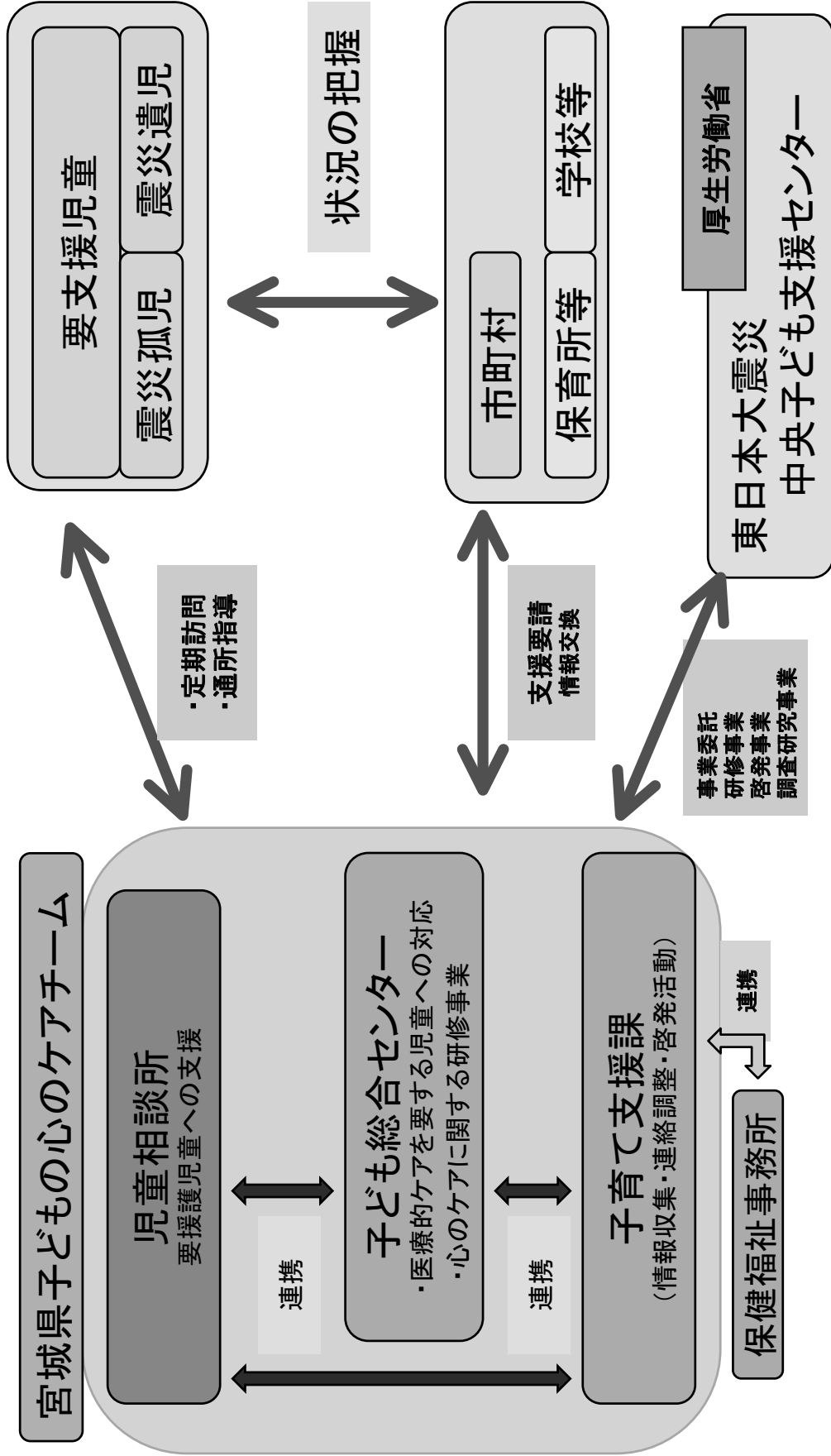
(3) 国，市町村，関係団体等との連携の強化

国においては，「東日本大震災中央子ども支援センター」を設置し，被災3県に対する支援体制の構築を図っており，本県においても専門的な研修事業，普及啓発事業等を連携して推進する。併せて，行政機関のみならず，民間団体等を含めた関係機関との連携をさらに強化し，中長期的な視点から，被災した子どもたちへの支援を推進していく。

宮城県の子どもの心のケア体制

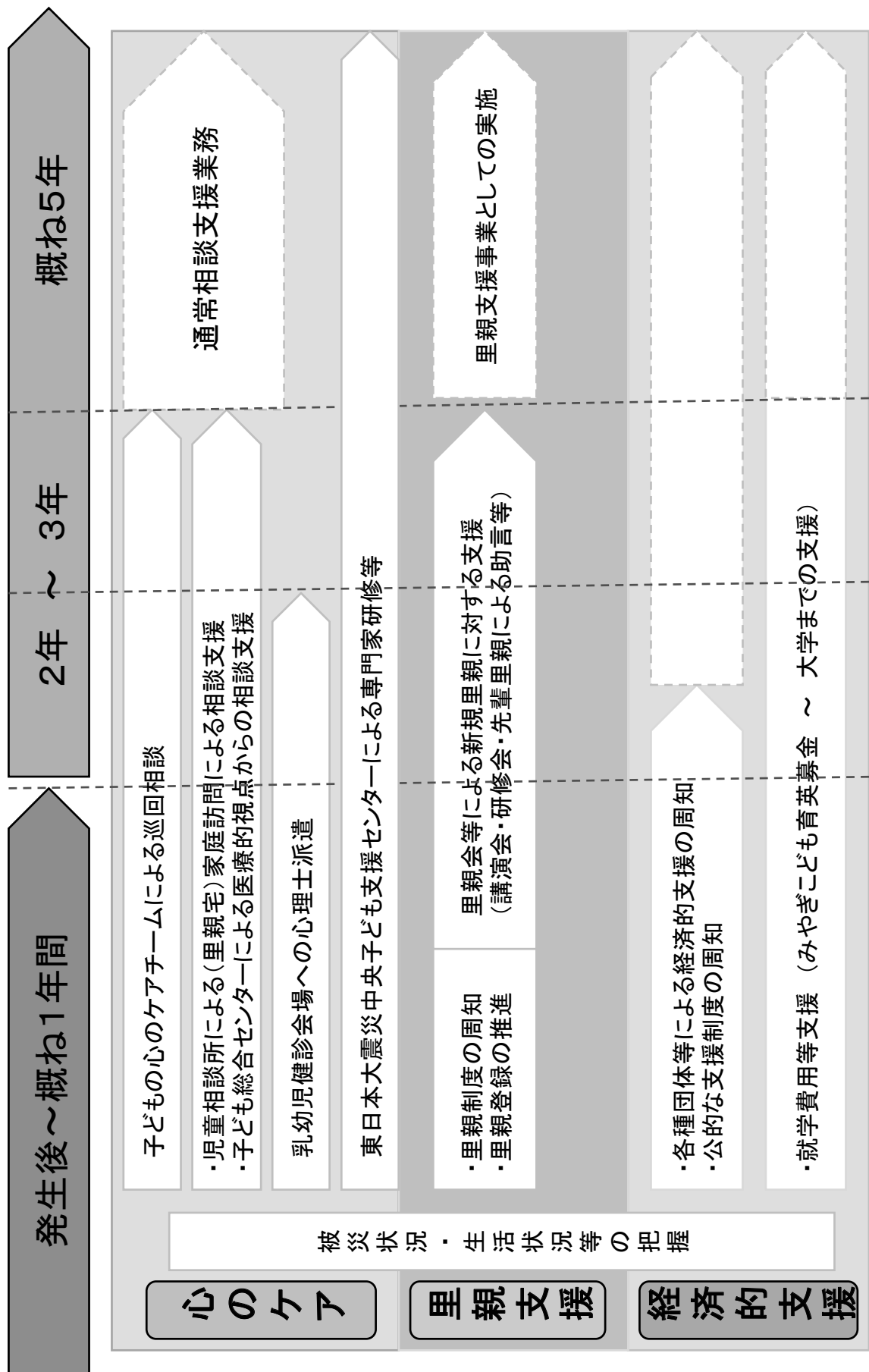


宮城県の子どもの心のケア体制



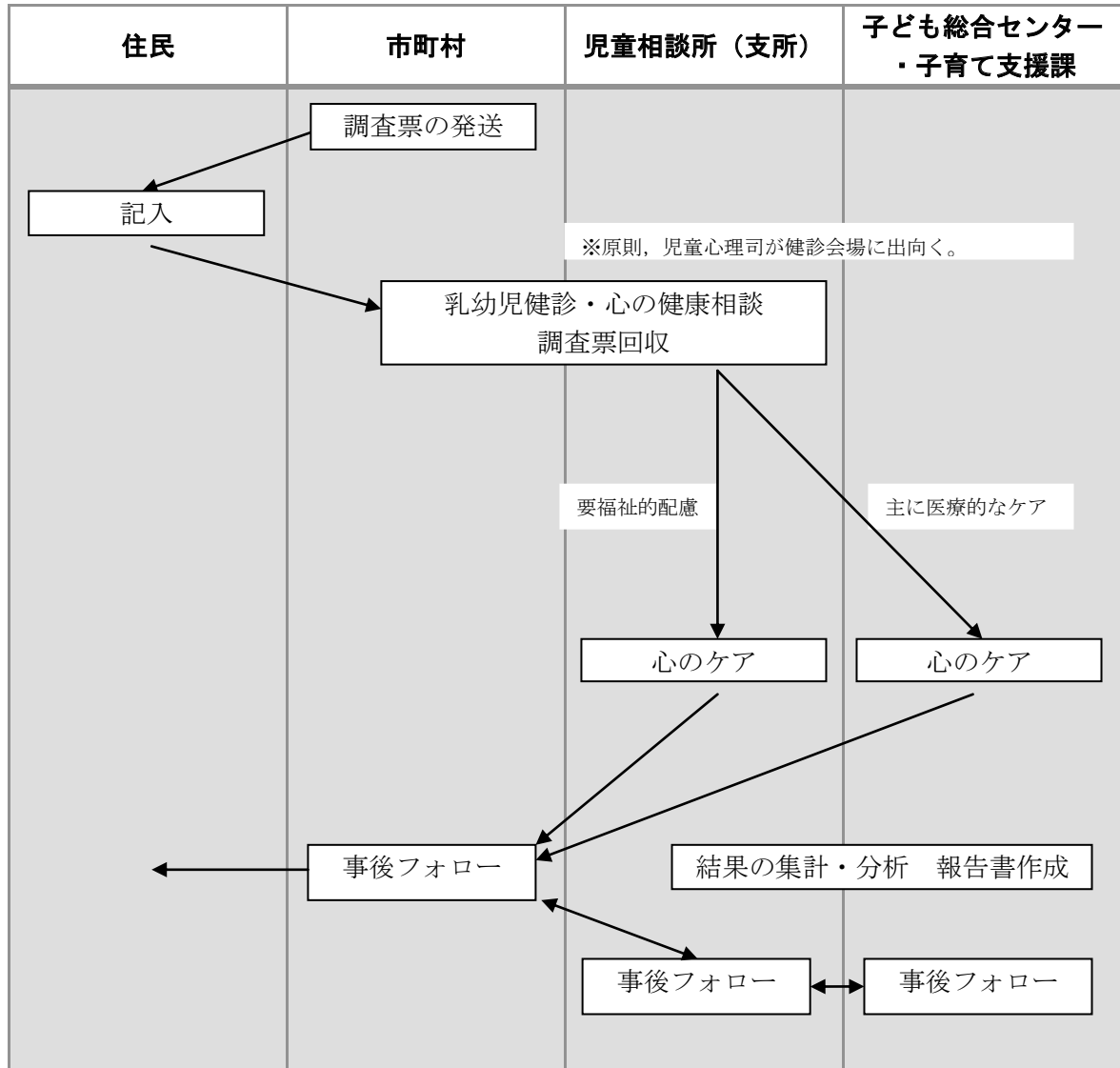
宮城県の震災孤児・遺児対策

(案)111105

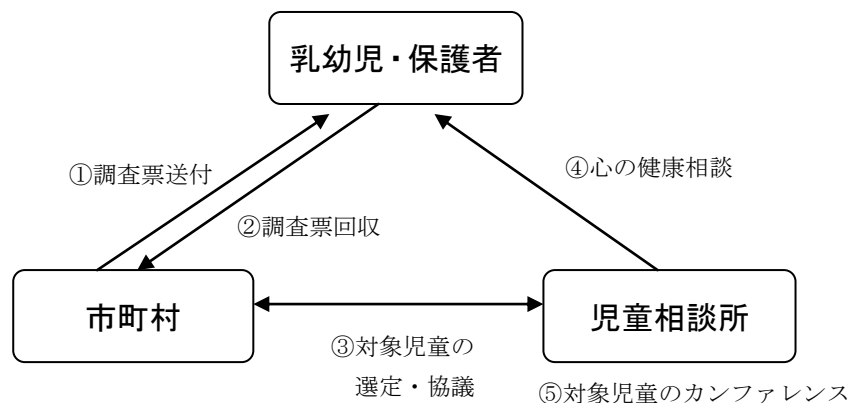


心の健康サポート事業（1歳6ヶ月児・3歳児）

全体的な流れ



健診会場での流れ（H23.9～）



心の健康サポート事業（乳幼児）実施要領

1 趣 旨

市町村が、被災した乳幼児及びその保護者（以下「乳幼児等」という。）に対し、乳幼児健康診査の機会に、心の相談に関する事業を実施することにより、乳幼児等へのメンタルケアを推進する。

2 実施機関

宮城県

3 連携機関

県内各市町村

4 実施時期

平成23年9月から平成24年3月まで

5 対 象

1歳6ヶ月健康診査及び3歳児健康診査の対象児及びその保護者

6 実施内容

県は、市町村からの要請を踏まえ、以下に掲げる支援を実施するものとする。

（1）乳幼児健診時等に児童相談所職員（心理士）の専門職を派遣

- イ 乳幼児健診の会場に児童相談所職員（心理士）を派遣し、個別の心の相談を行う。
- ロ 乳幼児健診後や定期的に開催されるカンファレンスに児童相談所職員（心理士）を派遣し、助言等を行う。

（2）「心の健康問診票」の提供

- イ 心のケアが必要な児童及び保護者のスクリーニングのため、県は市町村の意向に応じて、スクリーニングの様式（心の健康問診票）を提供する。
- ロ 県が提供する「心の健診問診票」を市町村が使用した場合は、県はその用紙を回収し、中・長期的な心のケアや今後の災害時の施策に反映させるため、分析及び報告書の作成を行う。

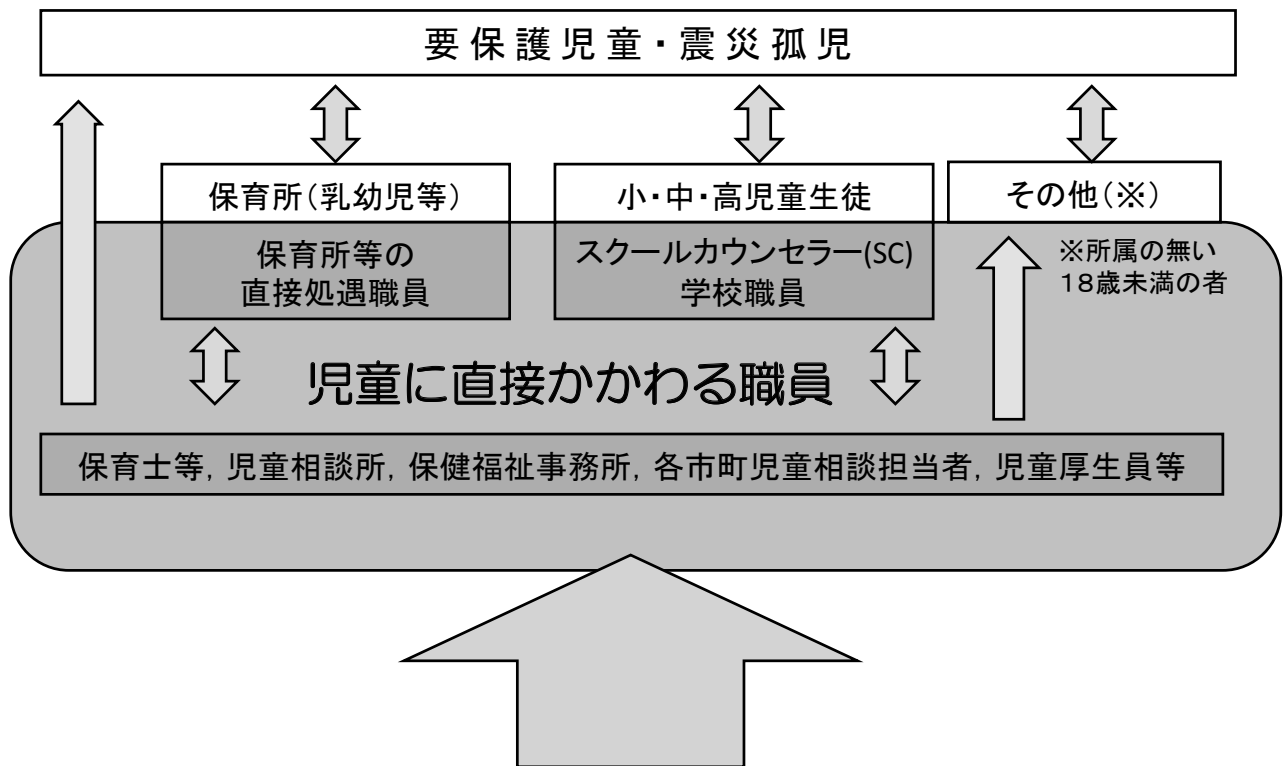
（3）市町村保健師への心のケアに関する講話の実施

災害時の乳幼児の心理面、行動面の特徴や関わり方等について、子ども総合センター職員又は児童相談所職員が講話を行い、健診時により充実した支援を実施できるよう援助する。

（4）継続的支援が必要な児童に対する心のケア専門相談の推進

乳幼児健診の結果により、継続的な支援を要する児童が出現した場合には、市町村は保護者と協議の上、子ども総合センター又は児童相談所を紹介し、紹介された各機関は心のケアを実施する。

子どもの心のケアのための保育士等への研修



子ども総合センター

研修会の開催

【研修内容: 支援者のための支援】

(主なテーマ)

- ・児童精神科医による講演
- ・関係機関の連携と協働
- ・援助者自身の心のケア など

【県主催分】

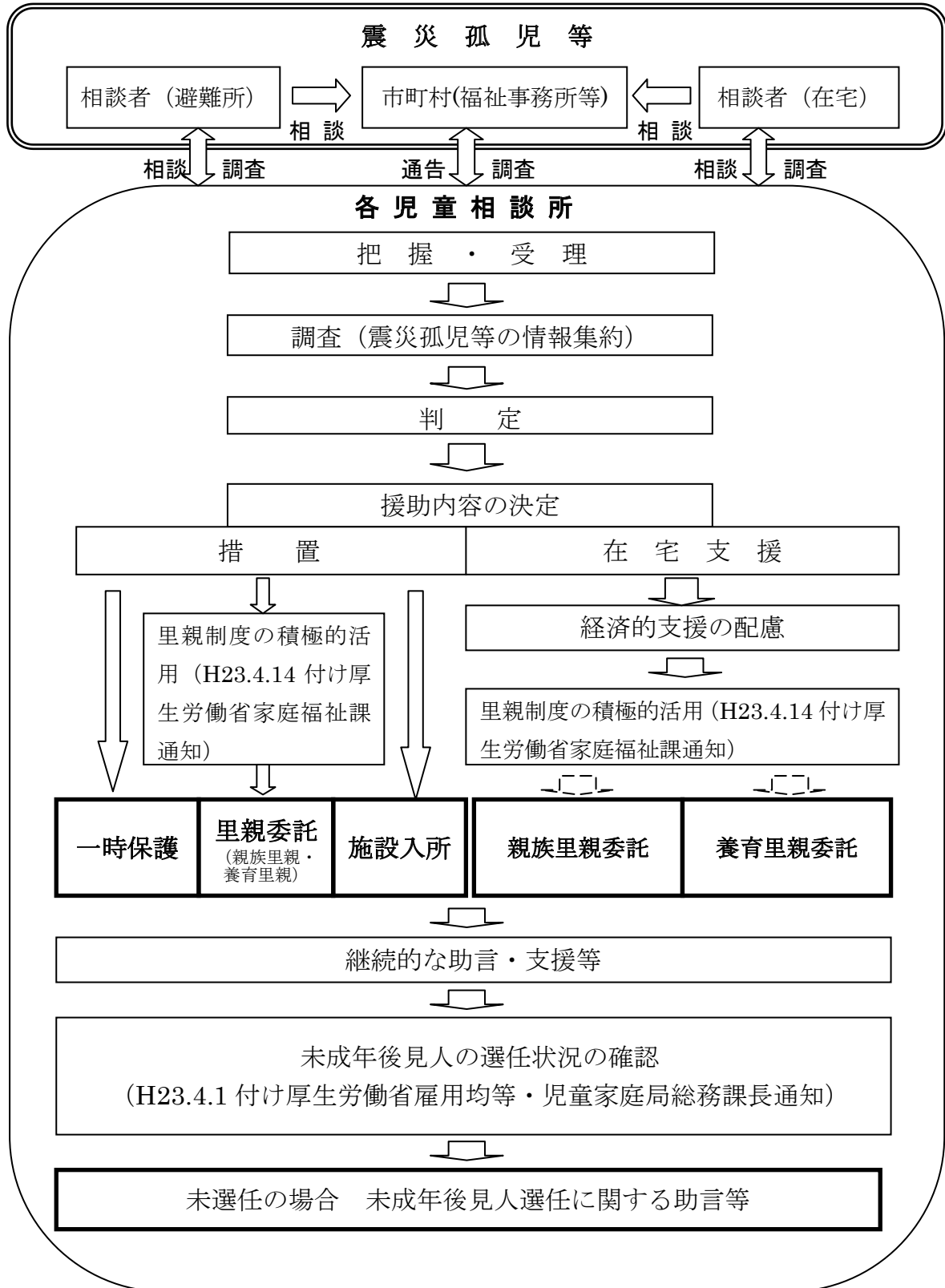
震災被害の大きな4圏域(気仙沼, 石巻, 塩竈, 名取)各3回計12回

【地域のニーズに対応】(今後実施予定)

- ・上記4圏域研修に加え, (沿岸)市町から要望がある場合にも, その市町内での研修会を随時開催予定。

震災孤児等に関する対応の具体的な流れについて

子育て支援課



震災孤児を養育する里親世帯への支援事業の検討について

今回の震災により親を失った児童の養育世帯については、親族里親または養育里親として認定をし、経済的支援を行っているところであるが、里親による児童の養育及び里親の精神面を支援する事業として、下記のとおり検討するもの。

なお、当事業については、宮城県の補助事業として宮城県里親連合会が実施者となることを想定している。

1 災害等による孤児養育経験者による講演会

阪神淡路大震災、新潟県中越地震等により同じく震災孤児となった児童を養育している里親や、その他養育者等による講演会を開催することにより、今後の養育への心構えやあり方を学ぶ。また、同じ境遇の講話により共感を持つことで、次のステップ（地区研修会や里親による家庭訪問支援）へ繋げることを目的とする。

2 地区研修会の開催

毎回テーマを設けて、震災を経験した児童の養育に関する基礎知識等を学んでいただく場を提供する。意見交換を併せて実施することで、日ごろの養育に関する悩みや様々な気持ちを打ち明ける場を作り、親族里親としての特殊事情である家庭内の問題として内に閉じこもりがちな状況を打開することを目的とする。

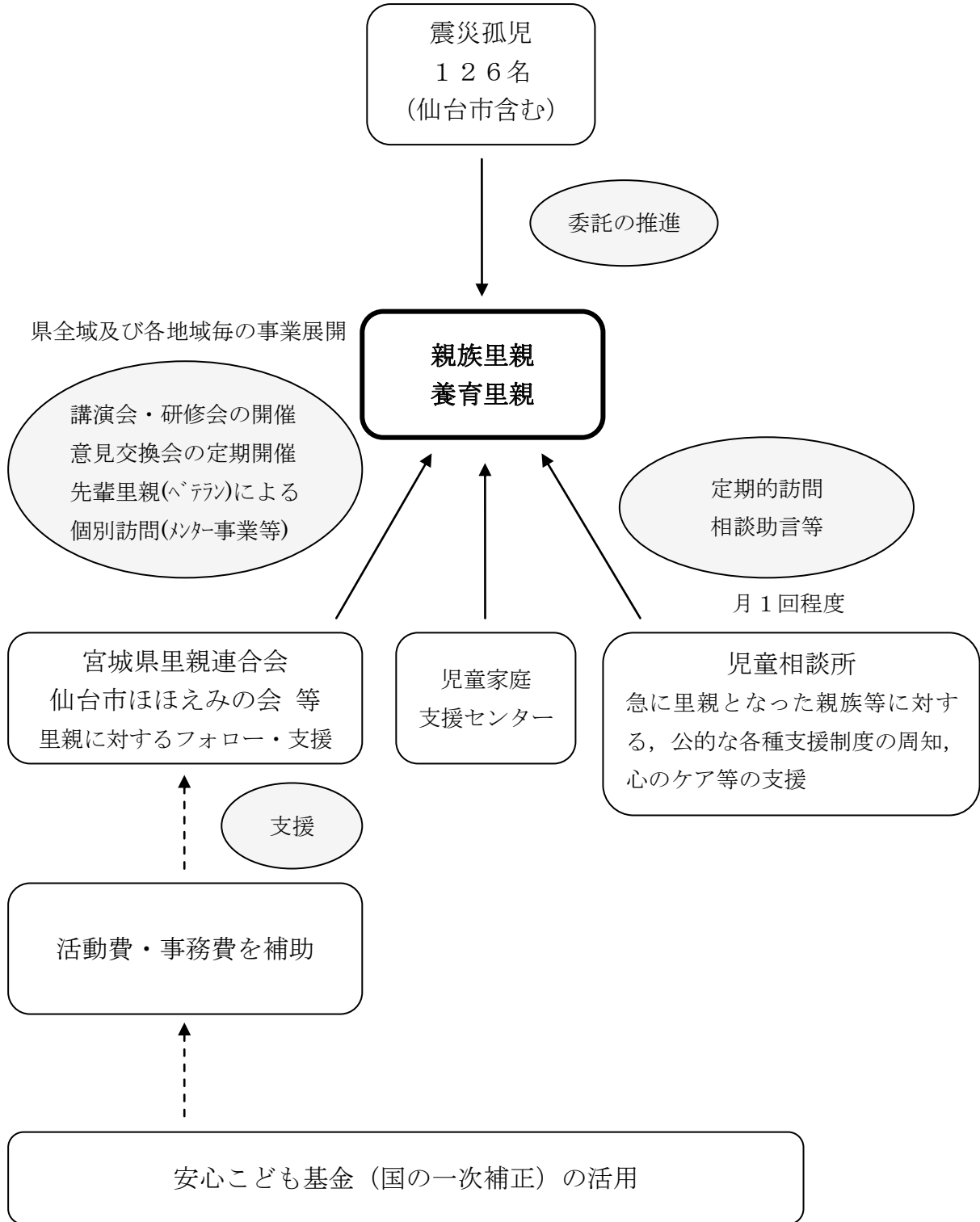
当該世帯の多い気仙沼地区、石巻地区にて毎月1回、仙台地区、仙台市内については2ヶ月に1回の開催を想定。

3 ベテラン里親による養育支援

地区研修会の意見交換等で相談、話し合った内容の中に、家庭訪問による支援が必要と判断される支援項目があれば、希望に応じてベテラン里親が対応する。また、地区研修会には参加しにくい、家庭内で一対一での相談をしたい等、個別に細やかな対応を行うことを目的として実施する。

震災孤児の親族（養育）里親への支援イメージ

H23. 11. 12子育て支援課



ひとり親になった児童やそのご家庭への主な支援制度 について（お知らせ）

東日本大震災で犠牲になられた方，そのご家族の皆様にご心からお悔やみ申し上げます。

県では，震災で保護者が行方不明または死亡した被災児童や，その児童の保護者を支援する一環として，ご利用いただける主な制度をリーフレットにまとめご紹介することとしました。ぜひご一読いただき，詳細についてはそれぞれの窓口までお問い合わせください。



宮城県保健福祉部
子育て支援課
電話 022-211-2532

（●◆は母子・父子家庭とも対象，○◇は母子家庭のみ対象）

1 公的機関による支援

経済的支援

●遺族年金【窓口：日本年金機構の年金事務所】

国民年金・厚生年金に加入している保護者が亡くなった場合，次の年金が支給されます。ただし，死亡した加入者が保険料納付要件（加入期間の2/3以上の保険料納付または免除）を満たしている必要があります。

◇遺族基礎年金

《対象者》

国民年金や厚生年金加入者などが死亡した場合に，生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。（夫は非該当，子は18歳年度末または障害を持つ20歳未満が対象）

《H23年度の支給額》

子のある妻	年額	788,900円（月額 65,741円）
子（一人あたり）	第2子まで	年額 227,000円（月額 18,916円）
	第3子以降	年額 75,600円（月額 6,300円）

◆遺族厚生年金

《対象者》

厚生年金加入者（サラリーマン）が死亡した場合に，生計を維持されていた次の方（年収850万円未満）に支給されます。

- ①子のある妻・子（遺族基礎年金と併給可） ②子のない妻
③夫，父母，祖父母（いずれも亡くなった当時55歳以上） ④孫

《支給額》

加入期間や報酬に応じて異なります。

●労災保険（遺族補償年金など）【窓口：宮城労働局または労働基準監督署】

仕事中や通勤中の災害により死亡した場合に，遺族補償年金が支給されます。

《対象者》

死亡した労働者（アルバイトなど非正規労働者を含む）の収入により生計を維持していた配偶者，子，孫，父母，祖父母，兄弟姉妹。

ただし，妻以外は年齢や障害の要件と優先順位があり，最上位者のみが受給できます。

《支給額》

死亡した労働者の賃金に応じて異なります。

●児童扶養手当【窓口：現在お住まいの市町村】

公的年金や労災保険を受給することができない母子(父子)世帯の母(父)に支給されます。
ただし、受給者と扶養義務者に所得限度額が設けられており、手当の全部または一部が支給されない場合があります。

《支給額》

1人目	月額	9,810円	～	41,550円
2人目	月額	5,000円		
3人目以降	月額	3,000円		

●子ども手当【窓口：現在お住まいの市町村】

中学卒業までの子どもを持つ親や養育者に支給されます。(平成24年4月以降分については国で調整中です)

《支給額》平成23年10月から平成24年3月まで

0～3歳未満	月額	15,000円
3歳～小学校修了前	第1～2子	月額 10,000円
	第3子以降	月額 15,000円
中学生	月額	10,000円

※ その他、被災者生活再建支援金、災害弔慰金、宮城県災害義援金の申請もれはありませんか。
これらの窓口は、被災時に居住していた市町村になりますのでご確認ください。

貸 付

○母子福祉資金貸付金【窓口：保健福祉事務所(仙台市は区役所)】

母子家庭の自立を図るため、生活資金、修学資金、住宅資金、転宅資金、技能習得資金、事業開始資金などを低利または無利子で貸し付けます。また、被災者については据置期間の延長など特例措置を受けられる場合があります。貸付条件、貸付上限額は貸付種別によって異なり、貸付の可否は審査の上決定しますので、まずは県の保健福祉事務所(仙台市にお住まいの方は区役所家庭健康課)にご相談ください。

●高等学校等育英奨学資金貸付【窓口：県教育庁高校教育課、在学中の高等学校等】

◆高等学校等育英奨学資金(被災生徒奨学資金) 平成23年度新設

《対象》

公私立の高校等に在学する生徒で、震災により主たる家計支持者が死亡または行方不明、住居の全半壊等、主たる家計支持者の経済状況の著しい悪化等により、修学が困難な状況である生徒。

《貸付額》

年額 240,000円(申込月にかかわらず4月分から3月分まで貸付。無利子。)

《償還免除要件》

高校等卒業後1年間の収入見込額が320万円(専攻科卒業は340万円)以下

《締め切り》

各学校にお問い合わせください。(県高校教育課締め切り：平成24年2月29日)

◆高等学校等育英奨学資金(震災による家計急変貸付)

《対象》

公私立の高校等に在学する生徒で、主たる家計支持者等が震災に被災したことより世帯の経済状況が悪化し、修学が困難な状況である生徒。

《貸付額》

自宅通学者 月額 国公立 18,000円 私立 30,000円
自宅外通学者 月額 国公立 23,000円 私立 35,000円
(申込月にかかわらず4月分から3月分まで貸付。無利子。)

《償還》

貸付期間が満了し、6ヶ月経過後から定められた方法により償還

《締め切り》

各学校にお問い合わせください。(県高校教育課締め切り：平成24年2月29日)

※ これらの奨学金は併給することも可能です。

※ 詳しくは県教育庁高校教育課のホームページをご覧ください。 <http://www.pref.miyagi.jp/koukyou/>

子育て支援

●保育所入所【窓口：現在お住まいの市町村】

市町村によって、母子家庭・父子家庭については、保育所の優先入所の対象となっています。

就業支援

○高等技能訓練促進費【窓口：保健福祉事務所】

一定の専門的な資格を取得するために、母子家庭の母が2年以上養成機関で修業する場合に、訓練促進費を支給します。

《対象者》

宮城県内(仙台市を除く)にお住まいの母子家庭の母で、次の要件を満たす方

- (1)児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にあること。
- (2)養成機関で2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。
- (3)就業又は育児と修業の両立が困難であると認められること。
- (4)原則として、過去に訓練促進費又は一時金それぞれの支給を受けていないこと。

《対象資格》

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、その他知事が定める資格

《支給額》

市町村民税非課税世帯	月額	141,000円
市町村民税課税世帯	月額	70,500円

○自立支援教育訓練給付金【窓口：保健福祉事務所】

母子家庭の母が就職のために一定の教育訓練を受講した場合に、その費用の一部を支給します。

《対象者》

宮城県内(仙台市を除く)にお住まいの母子家庭の母で、次の要件を満たす方

- (1)児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にあること。
- (2)受講開始日において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと。
- (3)当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められること。
- (4)原則として、過去に自立支援教育訓練給付金等の教育訓練給付を受けていないこと。

《対象資格》

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座（受講する講座の教育訓練機関にお問い合わせいただくか、最寄りのハローワークで閲覧をお願いします）

《支給額》

対象講座の受講のために本人が支払った費用の20%に相当する額です。ただし、10万円を上限とし、4千円を超えない場合は支給されません。

養育相談・心のケア

●被災児童の養育者心のケアに関する電話相談【窓口：各児童相談所】

震災後、お子さんの言動や体調に変化が見られるなど(一人でいるのを怖がる、食欲不振、不眠、落ち着きがなくなった、乱暴にふるまうようになった等)、養育に関する相談を受け付けています。

(受付時間 平日、土・日・祝日も 8:30~17:15)

平日	仙台市児童相談所	022-219-5111	仙台市
	宮城県中央児童相談所	022-224-1532	仙台市を除く、下記以外の市町村
	宮城県北部児童相談所	0229-22-0030	大崎市、栗原市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
	宮城県東部児童相談所	0225-95-1121	石巻市、登米市、東松島市、女川町
	宮城県東部児童相談所気仙沼支所	0226-21-1020	気仙沼市、南三陸町
土・日・祝日	専用ダイヤル	080-2807-8798	

●宮城県子どもの心のケアチーム巡回相談【窓口：県子ども総合センター】

子どもの心のケアについて中長期的な支援を行うため、必要に応じ児童精神科医療班(「子どものこころのケアチーム」)を県内沿岸部の各地へ派遣しています。

《対象地域と対象者》

県内沿岸部の市町にお住まいで、震災の被害を受けた子ども(中学生まで)とその家族

《問い合わせ先》

宮城県子ども総合センター (電話:022-224-1497 土・日・祝日除く 8:30~17:15)

関係機関電話番号

年金	日本年金機構(ねんきんダイヤル 自動音声案内)	0570-05-1165	労災保険	古川労働基準監督署	0229-22-2112
	“(石巻年金事務所)	0225-22-5115		大河原労働基準監督署	0224-53-2154
	“(大河原年金事務所)	0224-51-3112		瀬峰労働基準監督署	0228-38-3131
	“(仙台北年金事務所)	022-224-0892	保健福祉事務所	仙南保健福祉事務所	0224-53-3132
	“(仙台東年金事務所)	022-257-6112		仙台保健福祉事務所	022-706-1216
	“(仙台南年金事務所)	022-246-5117		北部保健福祉事務所	0229-91-0712
	“(古川年金事務所)	0229-23-1200		北部保健福祉事務所栗原地域事務所	0228-22-2118
労災保険	宮城労働局	022-299-8843		東部保健福祉事務所登米地域事務所	0220-22-6118
	仙台労働基準監督署	022-299-9071		東部保健福祉事務所	0225-95-1431
	石巻労働基準監督署	0225-22-3365		気仙沼保健福祉事務所	0226-21-1356
	石巻労働基準監督署 気仙沼臨時窓口	0226-25-6921	宮城県教育庁高校教育課	022-211-3716	

2 民間による支援

【子どもの学び支援ポータルサイト(文部科学省) <http://manabishien.mext.go.jp/>】

●あしなが育英会【問い合わせ先:0120-77-8565】

一時金(返還不要)

未就学児から大学院生まで 一律150万円(震災時、事情により就学や就労していなかった18歳以下を含む) 奨学金(要返還:無利子, 卒業後20年分割返還)

公立高校 2.5万円/月, 私立高校 3万円/月, 大学(専修・各種学校含む) 4万円/月, 大学院 8万円/月

●高速道路交流推進財団【問い合わせ先:0120-768-660】

修学資金の給付(返還不要) 小・中・高・専修・大学在学学生 28.2万円/年

●日本学生支援機構【問い合わせ先:在学中の学校】

緊急採用奨学金(第一種奨学金・無利子)

公立高校 1.8(2.3)万円/月, 私立学校 3(3.5)万円/月, 国公立大学 4.5(5.1)万円/月,

私立大学 5.4(6.4)万円/月(括弧の金額は自宅外通学の場合。短大, 高専, 大学院も対象)

応急採用奨学金(第二種奨学金・上限金利3%)

公立大学 4.5万円/月, 私立学校 5.4万円/月(第一種[無利息]の場合)

第一種と併用可能で学種別に貸与額が異なる。また, 高校, 専修学校の高等課程は対象外。

●日本財団【問い合わせ先:0120-65-6519】

弔慰金・見舞金 震災で死亡または行方不明の方1人あたり5万円

●交通遺児育英会奨学金【問い合わせ先:0120-521286】

奨学金の貸与(無利子)

保護者が車両に乗って出かけ被災した場合など, 通常の交通事故証明書が発行されない車両事故でも, 交通遺児の対象となる場合があります。

高校生以上の生徒または今後高校以上の修学年齢に達する生徒

月額選択制(高校2~4万円, 大学4~6万円など), 入学一時金, 進学準備金

両親が死亡・行方不明のお子さんを親族が育てる場合の経済的支援一覧

平成23年11月1日子育て支援課

1 公的機関による支援

(1) 給付

名称	支給対象	申請窓口	支給額	支給時期等	
被災者生活 再建支援金	震災で住宅が全壊、解体や大規模半壊となった世帯	被災時に居住 していた市町 村	全壊 100万円 解体 100万円 大規模半壊 50万円	各市町村にお問い 合わせください	
災害弔慰金	震災で死亡した方のご遺族 (配偶者、子、父母、孫、祖父母)		生計維持者が死亡した場合 500万円 上記以外の方が死亡した場合 250万円		
宮城県災害 義援金	震災による死亡者、行方不明者又は震災孤児及び 住家が全壊、大規模半壊又は半壊した世帯(国の 認定基準に基づき市町村が認定する世帯)		死亡・行方不明者 100万円/人 住家全壊 100万円/戸 住家大規模半壊 75万円/戸 住家半壊 50万円/戸 震災孤児 50万円/人 母子・父子世帯 20万円/世帯		
年金	遺族 基礎 年金	日本年金機構 の年金事務所	月額 65,741円	年6回(2月、4月、 6月、8月、10月、 12月)2か月分ずつ 支給	
	遺族 厚生 年金		厚生年金の加入者などが死亡した場合、子どもに 支給(18歳になる年の年度末まで)		加入期間や給料に応じて異なる
死亡した加入者が保険料納付要件(加入期間の2/3以上の保険料納付又は免除)を満たしている必要がある					
労災 (遺族補償 年金など)	労働者が工作中や通勤中に地震や津波が原因で 死亡した場合、子どもに支給(18歳になる年の年度 末まで) ※正社員だけでなく、契約社員やパートの人など も対象	宮城労働局 または 労働基準監督 署	労働者の賃金に応じて異なる		
児童 扶養手当	両親が死亡・行方不明の場合、その子どもを育て る人に支給(子どもが18歳になる年の年度末まで) ※ただし、子どもや養育者が労災や年金を受給す る場合、子どもが里親に委託される場合は不支給	市町村	月額 41,550円 (所得制限あり)	年3回(4月、8月、 12月) 4か月分ずつ支給	
子ども手当	子どもを育てる人に支給(15歳になる年の年度 末まで) ※里親の場合、子ども手当に代えて、同額を安心 子ども基金から支給	市町村	3歳未満 一律月額 15,000円 3歳以上小学校修了前 月額 10,000円(第3子以降 は15,000円) 中学生 一律月額 10,000円	年3回(2月、6月、 10月) 4か月分ずつ支給	
里親	親族 里親	両親が死亡・行方不明等で、その子どもを3親等 以内の親族が育てる場合、その親族に支給(原則 18歳の誕生日まで、20歳まで延長可)	児童相談所	食費や洋服代として月額 47,680 円のほか、教育費等	毎月支給

(2) 貸与

名称	内容	申込窓口等
高等学校等育英 奨学資金貸付	◎育英奨学資金(通常分・要返還) 公立高校 1.8万円/月(自宅通学者) 公立高校 2.3万円/月(自宅外通学者) 私立高校 3.0万円/月(自宅通学者) 私立高校 3.5万円/月(自宅外通学者) ※申請期限 平成24年2月末まで ◎育英奨学資金(被災生徒奨学資金・要返還) 2.0万円/月(※返還免除制度有) ※申請期限 平成23年9月末まで	問い合わせ先 宮城県高校教育課調整班 TEL:022-211-3716 申込み先 現在在学している高等学校

2 民間による支援

支援団体名等	支援内容	問い合わせ先
朝日新聞厚生文化事業団	◎こども応援金(返還不要) 未就学児・小学生 300万円, 中学生 200万円, 高校生 150万円 ※受付期間 2011年6月から2012年3月末まで	「朝日新聞厚生文化事業団」 〒104-8011 東京都中央区築地5-3-2 TEL:03-5540-7446 FAX:03-5565-1643

あしなが育英会 東日本大震災・津波 ・特例一時金 ・特例奨学金	◎特別一時金（返還不要） 150万円（就学区分なし） ◎奨学金（要返還） 公立高校2.5万円/月、私立高校3万円/月、大学（専修・各種学校含む）4万円/月、大学院生8万円/月	「あしなが育英会」 〒102-8639 東京都千代田区平河町1-6-8 TEL:0120-77-8565 TEL:03-3221-0888 FAX:03-3221-7676
奥田育英会	◎育英金（返還不要） 一人当たり50万円を限度（対象：平成23年3月11日現在宮城県内の小中学校、高校に在学、かつ申請時現在、宮城県内外の小中学校、高校に在学中の方） ※申請期限2011年10月31日まで（第1期） 同年11月1日から12月31日まで（第2期）	「公益財団法人 奥田育英会」 〒640-8137 和歌山県和歌山市吹上2-1-22~8F TEL:073-433-9140 ホームページ URL:http://okuda-ikueikai.org
MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金	◎一時金（返還不要） 10万円（小学生・中学生・高校生対象） ◎奨学金（返還不要） 2万円/月（小学校・中学校・高校の在学期間中） ※申請期限2011年7月20日まで	「MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金担当」 TEL:03-5424-1121
※H24~26に小学校入学予定の幼児についてはH24以降改めて募集予定		
高速道路交流推進財団	◎修学資金の給付（返還不要） 28.2万円/年（対象：小学校・中学校・高校・専修学校・大学在学中の方） ※平成23年4月1日現在で未就学児の方については、将来の給付対象者として登録し、就学開始時に給付開始の案内をします。	「高速道路交流推進財団 企画部 企画二課」 〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町3-42-3~7F TEL:0120-768-660（平日9:30~17:30）
日本学生支援機構 ・緊急採用奨学金 （第一種奨学金） ・応急採用奨学金 （第二種奨学金）	◎奨学金（要返還） 公立高校1.8万円/月、私立高校3万円/月 （いずれも自宅通学の場合） 公立大学4.5万円/月、私立学校5.4万円/月 （第一種[無利息]の場合）	現在在学している学校
ライオンズ震災遺児奨学金	◎奨学金（返還不要） 小中学校1.5万円/月、高校2万円/月 小・中学校・高校生 合計50名以内を対象 ※受付期間2011年8月16日~9月30日	「ライオンズ震災遺児奨学会委員会」 TEL:022-214-1111（ICT法務・会計 ^ハ ・トナズ [*] ）
JETOみやぎ	◎給付金支給（返還不要） 震災孤児を対象（19歳まで年1回定額支給） 給付予定年数により給付金額を決定	「JETOみやぎ運営事務局」 〒983-0035 仙台市宮城野区日の出町2-5-4（株式会社 清月記内） TEL:022-782-6222 FAX:022-782-5778
全国里親会	◎一時金支給（返還不要） 震災でご両親を亡くされたお子さんと生活を共にしている方を対象（ひとり親家庭で、震災により親を亡くされたお子さんも含む） 養育する子ども一人当たり7万円	「宮城県里親連合会」 〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県社会福祉協議会内 TEL:022-263-4144 「仙台市ほほえみの会（里親会）」 〒980-0022 仙台市青葉区五橋2-12-2 仙台市社会福祉協議会内 TEL:022-223-2010
日本財団	◎弔慰金・見舞金 1人当たり5万円	「日本財団災害支援センター」 TEL:0120-65-6519
アシックス	◎スポーツ用品提供 震災孤児を対象に、アシックスのスポーツ用品を満19歳になるまで、毎年、継続的に提供します。（提供商品は年間10万円を上限とします。また、本人使用分に限ります。）	「株式会社アシックス管理統括部CSR推進室トゥモローチーム」 〒983-0047 仙台市宮城野区銀杏町19-2 アシックス東北販売株式会社内 TEL:022-765-6291 FAX:022-291-2145
NPO法人 フローレンス	希望のゼミ（被災地の中高校生向け 無償学習進学サポート） ◎「移動学習室」の利用・学習相談、進路指導セミナーイベントへの参加 ◎進研ゼミ（株式会社ベネッセコーポレーション）の無料受講（2013年3月号まで）	「NPO法人フローレンス 希望のゼミ受付事務局」 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-8-4 第二ビル502号 TEL:03-5275-1161
みちのく未来基金	◎奨学金（返還不要） 2012年3月以降に高校を卒業し進学を希望する震災遺児を対象に、大学・短期大学・専門学校の入学金及び授業料、その他必要となる実費等を全額給付。 年間の給付金上限は300万円。	「みちのく未来基金事務局」 〒981-3298 宮城県黒川郡大和町学苑1番地1 宮城大学震災復興産学支援センター内 TEL:022-777-8157 FAX:022-777-8153

※子どもの学び支援ポータルサイト（文部科学省） <http://manabishien.mext.go.jp/> では、その他の支援情報も掲載しています。



東日本大震災による震災孤児等支援のための寄附口座
「東日本大震災みやぎこども育英募金」の開設について

1 目的

東日本大震災で、宮城県では、多くの子どもたちが被災し、また、親を失った子どもたち等も多数確認されております。

県といたしましては、このような震災により親を失った子どもたち等が、将来に希望をもって成長していけるように「東日本大震災みやぎこども育英募金」を開設し、企業・団体・個人等、全国の皆様からの御寄附を募り、こうした子どもたち等への支援につなげてまいりたいと考えております。

2 寄附の手続き

(1) 「寄附申出書」に必要事項を御記入の上、県庁（子育て支援課）あてに FAX，郵送又は電子メールでの送付をお願いします。併せて、金融機関において、下記口座に振込をお願いします。

(2) 寄附の振込を確認後、受領書を発行し、お送りいたします。

※ 寄附いただきました金額については、所得税法第78条第2項第1号の規定に基づく寄附金控除（2千円を超える分について）、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号の規定に基づく寄附金控除（2千円を超える分について）、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく損金として扱われます。

受取人口座名義	振込先銀行名	口座番号
東日本大震災みやぎこども育英募金 宮城県知事 村井 嘉浩	七十七銀行県庁支店	普通預金 5518181

3 寄附金の使途について

皆様から寄せられた寄附金については、東日本大震災により親を失った子どもたち等が、安定した生活を送り、子どもたちの希望する進路選択を実現できるよう、支援するための資金等に活用する予定です。

また、寄附の状況に応じて、子どもたちへの支援のために活用できる対象範囲や、支援の内容等について、さらに検討していく予定です。

寄 附 申 出 書

寄附金額 一 金 _____ 円 也

上記金額を、東日本大震災に伴う震災孤児・遺児支援等のための寄附金として
申し出ます。

平成 年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

郵便番号 〒

住 所

(フ リ ガ ナ)

氏名又は企業名

印

[企業の場合]

代表者役職名

(フ リ ガ ナ)

氏 名

印

(連絡先) 電 話 : _____

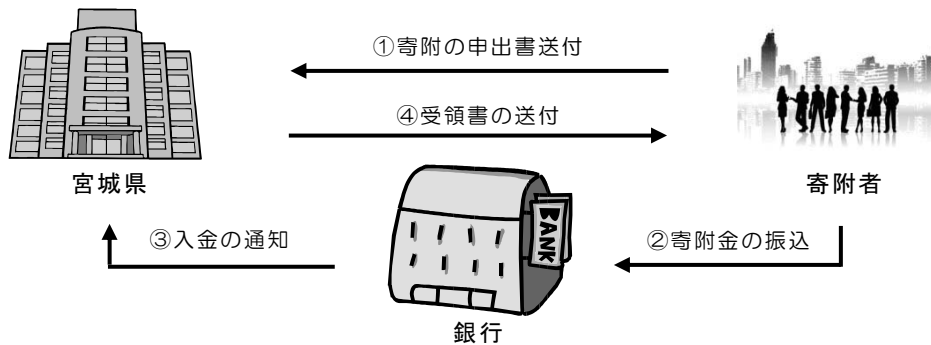
F A X : _____

M A I L : _____

(企業の場合、担当部署 担当者名) _____

振込予定日	平成 年 月 日
受領書の交付を希望	する ・ しない (いずれかに○をご記入下さい)
寄附者名の公表	可 ・ 不可 (いずれかに○をご記入下さい)

≪ 寄附の手続きは? ≫



宮城県 保健福祉部 子育て支援課
 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1
 T E L : 022-211-2528
 F A X : 022-211-2591
 e-mail : kosodate@pref.miyagi.jp

講演Ⅱ

東北事務所の半年報告

あしなが育英会東北事務所長

林田 吉司 氏

講師プロフィール

「神戸虹の家」「あしながレインボーハウス」館長を経て東日本大震災では東北レインボーハウスの建設を目標に4月に東北事務所長に赴任

本日はお招きいただきましてありがとうございます。私は脚は短いんですが、あしなが育英会の林田ですよろしく願いいたします。仙台の東口歩いて10分のところ、新寺と言うところなんです、事務所を作りました。目的は二つ、目の前の目的は遺児の発見、今1,860人くらいの遺児、赤ちゃんから大学院生までの世代ですけれども、の子どもたちをキャッチすることができました。最終的な目標はその子どもたちの心のケアをさせていただきたい、そういうことでレインボーハウス、ケア設備を建てて子どもたちと付き合ってきたという風に思っています。

病気・災害・自殺、様々な形で親を亡くした高校生と大学生に今までずっと奨学金を出してきました。こちら東北大学にも来年大学院に受かった一人、学生がおります。お世話になります。全部で全国的には5,500人ほどいます。大学生には月額40,000円あるいは50,000円、そういう金額を貸与して親のいない子がきっと優しいに違いない、ちっちゃいころ苦労した子はきっと世間の苦労を人より知っているから世のため人のためにお役に立つのではないか、勝手に大いに期待させていただいて、そんなつもりで奨学金をお貸しして、頑張ってもらおうというところ。もうひとつ、16年前、神戸の震災に出会いました。その時から初めてなんです、小さい子供との付き合いを始めた、ということがあります。かっちゃんという男の子がおりまして、この子は9時間地震後のがれきの中に閉じ込められていました。その子は横を大人が通るのが聞こえるそうなんですけども、ここにいる、助けてという声を発することができなかつた。9時間後ようやく助けられた。その子たちと付き合い震災後半年神戸の海辺の町で集いを行って、絵を描いてもらいましたが、その子が夜の真っ黒い背景にお月さまを描いているんですけども、そういう夜に虹を描きました。赤い色も塗ってあるんですけども、その上に黒く塗りつぶした絵があるんですね。まあ素人の私たちでも初めは子どもたちに、育英会ですから学校へ行ってもらおうと言う気持ちで神戸に乗りこんだんですけども、そういうちっちゃい子供たちと付き合いしていくうちに、あるいは今申し上げたような絵、黒っぽい絵を描く子が非常に多くございました。そういう絵に出会った途端、学校へ行ってもらおうということ自体、ちょっと違うんじゃないかということに初めて気がつきました。まあ言わば子どもたちの心の風景は本当に真っ黒かったんだと、今思えばそう思います。「心のケア」という言葉、阪神大震災から少しマスコミにも登場してきたという風にも思います。様々な気になる言動が当時の子にありました。東北の子、そろそろ出てきてます。お母さんたちからよく電話がかかってくるんですけども、「まわりついて離れない」、あるいは「幼児がえりがはなはだしい」、「1人では眠れなくなっちゃった」大変今、母子家庭のお母さんたち、混乱していますけれども、当時、神戸の子たちもそうでした。

その程度ならまだいいんですけども、まあ時間がないので一つだけ例をお話しますが、いわゆる自責の念っていう辛い面があります。これがまた厄介でなかなか表面に出てこない。その子は、その日宿題をしなかったそうなんですけれども、宿題をしなかったからお母さん

が「明日の朝早く起きてあんた宿題をきなさい」いうことで、お母さんは翌朝早く起きてトントントと台所で朝ごはんを作っていた。神戸の震災は5時46分、朝、早朝起きました。お母さんは台所にいたので崩れた梁の下敷きになって亡くなったんですね。そうするとその女の子は「お母さんを殺したのは私だ。宿題をしなかった私がお母さんを殺したんだ。」ということです。ずっと心の中にためてしまうんですね。その話を聞いたのも神戸の震災が起って、レインボーハウスを建てるのに4年かかりましたから、そのレインボーハウスに通ってきた2年目に聞いた話なんですね。彼女は6年間そういう思いを胸に秘めていた。ふとした瞬間にそんなことをふつと言うんですね。だから長い付き合いをしていないと、まあそういう変化だとか、そういう子どもの気持ちを聞く、なんていうんですかね、機会を得られない、いうふうなこともあったと思います。嘘みたいな話ですけどもそういう話は沢山あって、私たちもそういうことはありますけども、「お母さんなんて死んじゃえばいい」、なんかケンカしたんでしょうね、口で言ったのか心の中で思ったのか定かではないですけども、やっぱりそんなことを私が思ったからお母さんは死んじゃったんだと、やっぱり別の子が言ってました。そういう例はたくさんあります。これからこの東北の子どもたちもそういうことで様々な悩むんだろうな、こういうことが十二分に予想される。そんなことで3月11日の1ヶ月後、神戸、東北に事務所を設けてレインボーハウスを建てようということ、こちらへやってきた次第です。

こちらへやってきてすぐ聞いた話は、私たちは子ども相手なんで子どもの話、たくさん聞きました。大人の手が足りなかったのでしょうか、中学生が死体、遺体を運ぶ手伝いをさせられたんだよ、小学生の大きい子がたくさん、ちょうど下校時間だったんですか、おチビちゃんたちが、1年生2年生のおチビちゃんたちが流されていくのをたくさん見た子がいるんだよ、そういう話をたくさん聞きました。あるいはちょっと嫌な話なんですけれども、被災地では、あるいは避難所では、おトイレがそういう状況になっているんで、女の子がなかなかそういうところであるのが嫌なので外です、ということではいろんな事件が起こってるんだよ、そういうふうに強烈な話を私たちは聞きました。ちょうど日本人といえばとても心やさしくて被災にあっても隣人のことを思って頑張ってる姿、海外から絶賛されていた、そんな報道がたくさんあった時なんですけれども、そんな話を聞いて私もちょっとドキッとした。遺体から指を切って指輪ほしさにそういう犯罪を犯す人もいるんだ、いうふうな話も聞きました。

子どもがとにかく心配だったものですから、話を移して子どもの話にいたします。最初にした仕事、こちらへ来て3日後に岩手県の方に行きました。1ヶ月後の沿岸を回って歩きました。職員5人と学生10人3人ひと組で5チーム作って宮古以下、陸前高田まで5つの市に対して3日間通い続けました。小学校・中学校・高等学校全てを回って、こういう制度がある、一時金の制度がある、あしなが育英会が特別に作ったお金を差し上げることができる

から、どうそその制度を使って手を挙げてください、つまり遺児のキャッチですね。それを向こうの方から手を挙げていただく方法を取りました。神戸の時は、がれきの山ですけれども、でも街は存在した、あるいは地域だったものですから、同様に職員と学生がチームになって、死亡記事、どこのだれで誰が亡くなった、そういう新聞記事を握って現地へ行って避難所を回れば「あそこの人には子供がいる」とか「いない」とか教えてくれました。そんなことで、神戸、6,000人の犠牲者がいましたが、うち573人の遺児の発見ができたんですけれども、今度はそうはいきません。それで向こうから手を挙げてもらう、子どもの方から手を挙げてもらう方法を取って、そういう制度の周知の徹底を図りました。ある岩手県の小さな村に行った時、80くらいの避難所の長が「おらの村では4人しか死ななかつた」というふうに自慢げにおっしゃっていましたが、確かに御承知の通り「命でんでこ」ですか、何かあったらばすぐ逃げろ、津波が来たら逃げていいんだ、寝たきりのおじいちゃんおばあちゃんがいても「ごめんなさい」と言って逃げていいんだと、そういうルールがあるくらい岩手の方々は心構えというか準備というかあったそうで、ですからあれだけの大規模な震災でもそれほど大きな死者の数にはならなかつたという話だつたと思います。4人の人、寝たきりのおじいちゃんを何とかしようとしたおばあちゃん夫妻が老夫婦が亡くなつたそうです。もう一組の方は赤ちゃんを抱いたままの恰好で若いお母さんが発見されたというふうにおっしゃってました。赤ちゃんは発見されていないらしいです。

そんな話を聞きながら、まあ岩手県全部を回って、おかげで1,860人の子供たちとコンタクトを取ることができています。子供たちと今まで花巻で2回、石巻で3回集いを行うことができました。子どもたちの状況をお知らせするべきですけれども、とにもかくにもこの大きな被害です。なかなか空間的にも時間的にも広がりを見せているという風に思います。陸前高田はご承知の通り23,000人の人口ですが、2,000人近くの方が亡くなっています。まあ1割の方が亡くなっている、街から消えた。私たちが地元に戻れば、友人知人、小学校中学校の級友、親戚、家族合わせれば100人くらい知ってる人間がいると思いますが、そのうちの10人がいなくなるわけです。自分のうちの葬儀が終わっても後10回葬儀が続くということなんですね。今でも電話がかかってくるけれども、「DNA鑑定でおじさんが発見された。だからこういう行事に行こうと思ったけれど行けない。」そのような話を伺います。非常に広がり大きな災害だということを認識しています。また、親類縁者の、おじいちゃんおばあちゃんが娘夫婦を亡くしたから孫を子どもとして育てなくてはいけないという話は阪神の時もたくさんあったし今回もたくさんあるんですけれども、より多くの方が流されてしまっているものですから、もっと血の薄い関係の親類が子どもを育てていかななくてはならないという話をたくさん聞きます。この間電話がかかってきました。45歳の独身の女性、だつたんですけれども、多分そういう人生を選んだ45歳の女性だと思うんですが、その方が突然妹夫婦を亡くしたので、小学校6年生の男の子を育てなくてはいけなくなつた。うちへ電話

がかかってきた理由は、どうもその男の子が好き嫌いが激しいようで、その好き嫌いをたしなめていいのかどうか、そういう話なんですね。ふっと聞いてしまえば「なんでそんなこと」というふうに思うかもしれませんが、その子にとってもその45歳の女性にとっても大変人生が押し曲げられたというか、チェンジしてしまったということですよね。ちょうどこれから難しい年頃になる小学校6年生の男の子を突然預からなくならなかった45歳の女性のことを慮ると、これは大変だな、というふうに思います。様々なことがこの女性には、いろんな悩みが浮かんでくるし、男の子の方にもいろんなことが起こるかと思います。そういうお家がたくさんあるんだということです。周りの大人が「あの家はそういう家なんだ。あの人はそういう女性なんだ。」やっぱり知ってあげてそれをフォローする形。東北中がそういうやさしさをもう一度という言い方も変ですけど、取り戻さないとなかなかフォローしきれないんじゃないかと思います。小学校1年生を持っているお母さんからこんな電話もかかってきました。学校の先生から実はこんな電話がありました。その子がなにかゲームの時間か何かだと思うんですが、『白い靴下はいている人手を挙げてください。』『めがねをかけている人手を挙げてください。』そういうゲームだと思うんですが、『お父さんのいない子手を挙げてください。』その男の子はやったというんですね。それを聞いたお母さんがどうしようかということでこちらへ電話がかかってきたというわけです。電話をかけられた私どもとしても何もすることはできないんですけれども、何かののりでその男の子は言ってしまったのか、あるいはどこか寂しい、つらい、お父さんはいないということをみんなに知って欲しい、そういう気持ちがあってそういう発言をしたのだと。心のうちはわかりませんが、そういうことがありました。先ほどの45歳と同様、そのお母さんもご主人をなくしてからさまざまな出来事がその一家にいろいろ起こってきて、その子もいろんなことを反応しながらただ生きていくんだらうなという風なことを思います。そんなことで、まあ素人が何も心理学を勉強したものが心のケアをしようというものではありません、私どもは。八百屋のおじさんが、サラリーマンのおじさんが東北の優しい大人たちが今言ったような状況に置かれた子達に対して話を聞いてあげよう、そういう場所を作ろうというのがレインボーハウスの構想です。

これは、石巻の集いのひとつのプログラムです。11時くらいに集まってきて、3時くらいには解散するんですけども、たったほんと4時間5時間なんですけれども、こういう体育館、広いところに集めて子供たちを思い切り遊ばせます。普段縮こまって生活していますから、避難所であれ、もう避難所はないんですけども仮設であれ、大きな声は立てられない、学校へ行っても2つくらいの学校が合同である。あるいは仮設の校庭には建っていて暴れられない、という状況ですから、思いっきり遊びます、ほんとに。それで私ども、大学生あるいはボランティアを捕まえては離さないですね、ちっちゃい子は。いつまでもずっと離れないみたいな形です。満面の微笑をくれます。逆に言えば心をちぢこめて普段大人の顔色を見

ながら暮らしているんだらうなというふうに想像するわけです。今、石巻では流されて何にも集いができるところがないわけですから、学校の体育館を借りて行っています。1回目は石巻小学校、2回目は石巻工業高校、3回目は石巻西高校の体育館をお借りしてやりました。で、3回目の石巻西高校の集いを終えた翌日の話なんですけれども、石巻の方にお電話したら、実はずちの息子も昨日の集いに行きたかった、というふうな発言。どうしてこなかったんですかと伺ったならば、その石巻西高校の体育館がお父さんが安置されていた体育館だったというんですね。私たちにしてみればようやく見つかった、それいけという風に集いを行ったんですが、ある子供たちにとってはその体育館は自分の親父がそこに横たわっていたということ。私たちが普段目にしている風景というものもその子供たちにとっては違う風景に写っているんだらうなと強く感じたひとつのエピソードなんです。被災にあった子供たちの一人一人の心をちょっと考えると、慎重に何をするにもしないといけないんだなということも考えつつ、しかしそうはいってもなかなか場所はないんで困っているんですけれども、早く、とにかく、子供は大人の横で大人の顔色を見ながら生活しているものですから、そういうところから開放して、レインボーハウスではあるいは集いでは子供のほうに主導権を与えます。「今日は何して遊ぶんですか？今日はどういう風に過ごしますか？」そういう風に子供のほうに主導権を与えることによって子供のほうで自分を開放しやすい環境を作って、聞いてあげる大人をたくさん作って、そういう風にこれから、ケアハウスを立てたいという風に思っております。どうぞお力を貸していただいて協働させていただければと思います。ありがとうございました。

質 問 1

レインボーハウスの開設について。

回 答

レインボーハウスの開設の進捗状況をご報告いたします。あしなが育英会では神戸の体験もあって、当初からレインボーハウスの必要性が分かっておりましたので、ここに来る時にすでに仙台に中心的なもの、やや大きな宿泊、集いができるような場所、仙台に大きな物を建てて、そこをメインにして活動しようと思っていました。そして沿岸には仙台には帰ってこれませんので、当時は石巻、陸前高田、南相馬あたりに3つの支部をもってその3つの衛星と仙台の大きな物4つを建てようと思っていました。そう思って活動をしているんですがやがて気がついたことはむしろ仙台に建てることは大事なんですが、早く沿岸地に子どもたちにいる沿岸地に建てることを急ぐべきだと今は考えています。その1つの例として、岩手県で一番被害のひどかった人口2万3千の陸前高田に進出しようということで9月に不動産も何も流されてしまったものですから、トレーラーハウスを持って行ってそこにトレーラーハウスを建ててまずはあしながの旗を立てて陸前高田の皆さんに私たちは本気ですという意志を明確にするためにまずトレーラーハウスを建てて、まだ電気もガスも水道もつないでいないんですけれどもまずはそこに旗を立てて職員を派遣して、そこから家庭訪問、遺児家庭の皆さんに家庭訪問をして、本気でちゃんと建てようという意思表示を明らかにしていこうというふうに思っています。建物はお金さえあれば建つんですけども、気が付いていることは、先ほど東北の方のお話が出ましたけれども、やっぱりヨソモノが来ていかに心のケアをしますなどと言っても、なかなか本当にこの人たちその気があるのということがあると思うんです。ですから、むしろこちらの方からそういう姿勢でそういうお付き合いをしますからということで、外の部分、建物よりも外の部分を重視しなければいけないということに、恥ずかしい話ですけども、こちらに来てから気が付く毎日です。ですから、家庭訪問のようなことを大事にして、これからそういう建物を建てます、建てたらさうどうぞいらしてください、遺児家庭の人にとって見れば、何かそこに行けばいいことがあるのかということで行く行かないを判断なさると思うんですけども、まあお前たちのやってる事ならば、そこへ行けばちょっとは子どもの笑顔が戻るのかもしれない、そう思っていたくために、とにかく家庭訪問をして、残されたお父さんお母さんお茶を飲んできて、心許していただいて、付き合いを始めて、そういうソフトをたくさん充実させないと実際にハードを建ててもなかなか子どもは来ないだろうなというふうに思います。笑い話なんですけども、本当に三陸の方ではあしなが育英会一生懸命こういうお金がありますからどうぞ寄付をします、あるいはこういうレインボーハウスを建てますから建った時には来てください、付き合いをしますけれども、本当にそうなのかと、あとで観音様売りつけるんじゃないのというふうなですね、これ笑い話のようであって本当のところもあってですね、なかなか信用してもらえないところも

あって、ですからソフトをとにかく重視して活動を続けていきたいなと思っています。もう一つ大事なのは、癒しなどと申し上げますけども、人手がかかります。先ほどの集いの写真にあった通り、子どもに対して同数の人数の大人が必要です。ファシリテーターなどと呼ばせていただいているんですけども、手助けする人、子供の成長の促しをする人などという意味なんですけども、申し上げた通り、集いでは、あるいはレインボーハウス活動では、子どもに主導権を持ってもらうんですけども、主導権を子どもに渡すんだと、横についているファシリテーターはついつい子どもが何かするとももの言ってしまうがちなんですけども、それをぐっと押さえて、子どもに主導権を与えるんだと。そういうファシリテーターの数をたくさん増やしていかないと、レインボーハウス建てても実際には機能しないし、集いもできないというふうに思っています。そういう意味で、ファシリテーターもたくさんの東北中から優しい大人をファシリテーターをたくさん養成しなければならない。それがあって初めて、レインボーハウスが建つということもあって、そういう人を育てさせていただくこと、お金を集めること、土地を探すこと、そういうことを同時並行的に、三人しかいない職員でやってるものですから、なかなか遅々としてというところはあるんですけども、精一杯頑張っていきたいというふうには思っています。以上です。

あしなが育英会東北事務所のあゆみ

- 4月11日 東北事務所開所式（東北レインボーハウス構想発表）
12日～16日 第1次あしなが支援制度お知らせチーム（岩手県沿岸部）
19日～23日 第2次あしなが支援制度お知らせチーム（宮城県沿岸部）
- 5月2日 福島県でのあしなが支援制度お知らせ活動
3日～5日 特別一時金申請者家庭訪問（3世帯）
7日～8日 ◎震災・津波遺児が初めて全国小中学生遺児のつどいに参加（子ども1名）
14日～15日 △ファシリテーター養成講座@仙台（34名が参加）
29日 ◎石巻ワンデイプログラム（子ども6名、保護者2名が参加）
31日 記者発表（特別一時金増額について）
- 6月11日～12日 特別一時金申請者家庭訪問（8世帯：仙台市、石巻市、名取市）
18日～19日 △ファシリテーター養成講座@盛岡（17名が参加）
25日～26日 ◎花巻のつどい（子ども21名、保護者10名が参加）
27日 記者発表（特別一時金申請書分析について）
- 7月2日～3日 特別一時金申請者家庭訪問（14世帯：仙台市、石巻2市、名取市、陸前高田）
16日 ◎仙台ワンデイプログラム（子ども2名、保護者1名が参加）
※仙台グリーンケア研究会との合同開催
16日～18日 特別一時金申請者家庭訪問（8世帯：石巻市、東松島市）
17日～18日 △ファシリテーター養成講座@仙台（41名が参加）
24日 ◎石巻ワンデイプログラム（子ども7名、保護者6名が参加）
- 8月6日～7日 特別一時金申請者家庭訪問（9世帯：仙台市、石巻市、名取市）
20日～21日 ◎花巻のつどい（子ども10名、保護者8名が参加）
21日 ◎仙台ワンデイプログラム（子ども7名、保護者4名が参加）
- 9月3日～4日 ◎全国小中学生遺児のつどい（子ども1名、保護者1名が参加）
10日～11日 特別一時金申請者家庭訪問（6世帯：仙台市、名取市、山元町）
10日 ◎仙台ワンデイプログラム（子ども2名、保護者2名が参加）
18日 陸前高田交流会（オープン記念BBQ：11世帯・子ども17名、保護者8名）
23日～24日 副田グループ調査（12世帯：仙台市、石巻市、陸前高田市）
24日 ◎石巻ワンデイプログラム（子ども9名、保護者5名が参加）

（10月以降は裏面へ）

- 10月1日～2日 ◎全国小中学生遺児のつどい（子ども13名、保護者6名が参加）
 特別一時金申請者家庭訪問（12世帯：仙台市、柴田町、石巻市、陸前高田市）
- 8日～10日 副田グループ調査（19世帯：仙台市、石巻市、陸前高田市）
- 14日 記者発表（特別一時金増額・東北レインボーハウス構想発表について）
- 22日～23日 陸前高田交流会（芋煮会＋ピカチュウ：18世帯・子ども27名、保護者14名）
- 29日～30日 △ファシリテーター養成講座@仙台（21名が参加）
- 11月5日～6日 特別一時金申請者家庭訪問
 （6世帯：仙台市、七ヶ浜町、塩竈市、名取市、石巻市）
 陸前高田交流会（おでん＋ピカチュウ：17世帯・子ども22名、保護者14名）

<概要>

プログラム参加世帯・人数	61世帯：子ども78名・保護者45名（のべ人数）
家庭訪問実施世帯	67世帯：宮城県：仙台市23世帯、名取市5世帯、 東松島市5世帯、石巻市13世帯、柴田町1世帯 七ヶ浜町1世帯、山元町3世帯、塩竈市1世帯 岩手県：陸前高田市8世帯 兵庫県：伊丹市1世帯
ファシリテーター養成講座参加者	113名（5月34名、6月17名、7月41名、10月21名）
副田グループ調査（予備調査）	31世帯：仙台市11世帯、石巻市9世帯、陸前高田市11世帯
陸前高田交流会	29世帯：子ども44名、保護者22名（陸前高田市～釜石市）

あしなが育英会特別一時金・奨学金申込者状況（10月13日現在）

	宮城	石巻	岩手	陸前高田	福島	他	合計
申請者	1,009	295	606	178	148	73	1,836
(内18歳未満)	824		511		132	18	1,467
行政発表	835	214	565	171	160		1,560

※申請者は、あしなが育英会に提出された申請書：現住所（被災時住所）より

※行政発表は厚生労働省発表（9月30日） ※18歳未満

※行政発表（石巻、陸前高田）は「8/1 厚生労働省発表（7/29 現在）」による ※18歳未満のみ

東日本大震災 死者数・行方不明者数（10月26日現在）警察庁HPより

	宮城	石巻	岩手	陸前高田	福島	他	合計
人口	—	160,336	—	23,221	—	—	—
死者	9,495	3,166	4,664	1,552	1,604	66	15,829
行方不明	2,008	793	1,479	399	234	4	3,725
合計	11,503	3,959	6,143	1,951	1,838	70	19,554
人口比	—	2.5%	—	8.4%	—	—	—

※石巻は宮城に、陸前高田は岩手に含む

※人口は、震災以前の発表を元に作成



講演Ⅲ

社会的養護と養育者支援 ～親族里親を中心に～

宮城県里親連合会会長

ト蔵 康行 氏

講師プロフィール

昭和 61 年に仙台市の里親登録

平成 17 年宮城県ファミリーグループホームの指定
を受けざおうホームを開設

平成 21 年ファミリーホームに移行

現在日本ファミリーホーム協議会の会長

本年 9 月宮城県里親連合会会長に着任

ご紹介いただきました、卜蔵でございます。今日は、こういう場にお招きいただき、誠にありがとうございます。東日本大震災では、たくさんの悲しい別れと、また、新しい出会いが生まれました。私事になりますが、私が最初に預かった里子が今年33歳になりますが、石巻から二次避難してきた女性と知り合いまして、スピード婚ですけども、結婚して、いま一緒に生活しております。そのような新しい出会いもいくつもありました。私たち里親会では、震災で孤児になった子どもたちを養育している親族さん、おじいちゃんおばあちゃん、おじさんおばさんですとか、そうした方達との新しい出会いの中で、主に親族さんたちを中心に、支援活動をしていきたいと願っているところです。ただ、里親会としては、いま支援活動を始めたばかりのところですが、これから具体的にどういう支援活動をしていくかについては、児童相談所と協議しながら、歩み始めたところです。今日の話では、今日おいでいただいている方達たちは、例えば里親さんですとか施設関係の方とか、社会的養護の仕組みをご存知の方たちばかりではないということで、制度的な話しもして欲しいとのことでした。社会的養護という言葉はたぶん聞き慣れない言葉だと思いますが、里親制度を中心とした制度的なお話をしながら、私たちの里親会のこれからの取り組みの課題等についてお話したいと思います。社会的養護ということについては、あまり耳にしたことは無いと思います。子どもというのは親と一緒に生活しているというのが、あたりまえであって、一般的なところだと私たちはふつう思います。しかし、世の中には、親のいない子どもたちとか、親がいても虐待とか、親が子どもを育てないとか、あるいは親の病気とか、いろいろの理由によって、実の親と離れて暮らし、生活しなくてはならない子どもがたくさんいます。そうした子どもたちには、実の親の家庭ではないけども、それに変わる養育環境、子どもの育つ環境を社会は用意しなくてはならない。また、虐待によって心にあるいは体にもさまざまな傷を負った子どもたちがいて、そうした子どもたちをケアしていくための養育環境を用意しなくてはならない。それについて、社会で責任を持って、そうした子どもたちにきちんとした生活の場を整えていく、用意していく、そうした体系を社会的養護と呼んでいます。その社会的養護というのは、公的な責任という意味では、主には、国と、都道府県、そして政令指定都市、それが子どもたちの保護をしていく。それで、そして、その子どもに合った生活の場、たとえば里親家庭ですとか、乳児院とか児童養護施設とかですね。そういった場所を用意して、子どもの安全で安心できる生活の場を保証していく。公的責任という意味ではそういうことになります。一方で、社会全体で子どもたちの生活を守っていく、見守っていくという意味では、地域住民である私たち一人一人が社会的養護にあるそうした子どもたちを、支援していく必要があります。そういうことを社会的養護と言います。児童憲章では、全ての児童は家庭で正しい愛情と知識技術を持って育てられ、家庭に恵まれない児童にはこれに代わった環境が与えられることがうたわれています。ですから、これに基づいて、行政が子どもたちのために新しい生活の場を保証していくということです。社会的養護は、大きく二つに分か

れます。それは家庭養護と施設養護ということです。家庭養護というのは、里親制度が中心にありますが、養育里親、親族里親、そして養子縁組里親との3つに分けることができます。それともうひとつ、私のところで行っていますが、ファミリーホームというものがあります。これは、里親家庭の少し大きくなったもので、家庭の中で5人から6人の子どもたちを育てていきます。そのために、行政で財政的な用意をしていくというものです。もうひとつは、施設養護です。代表的には、乳児院や児童養護施設があります。その他、情緒障害児短期治療施設など、いくつかの施設があります。次は、国全体での話ですが、全体としては、4万人ぐらいの子どもたちがこうした社会的養護のもとおかれています。その中のおよそ1割の子どもたちが里親家庭やファミリーホームで生活し、他の90パーセントの子どもたちが、児童養護施設を中心とした施設で生活しています。日本は施設におかれている子どもたちの数がとても多いのが現状です。ただ、国の方針としては、子どもが育つ場としては家庭ということで、里親を中心とした家庭養護の方にシフトを移してきました。長い話ですけど、十数年後を目標に里親とファミリーホームに委託されている子どもの割合を3分の1くらいにしたいということを掲げています。そして、児童養護施設についてもできるだけ家庭的な環境に近づけていくということで、本体規模を小さくし、あまり多くない単位で子どもを育てていこうと、そういう取り組みがいま進んでいるところです。社会的養護の中の子どもたちということで、子どもたちが保護される理由はいろいろあります。親の養育不足であったり、病気、あるいは虐待とか、あとは親が破産してしまって経済的にもう苦しくなってもう育てられない、あるいは親が行方不明でどこに行ったか分からない、そういうようなケースがあります。また、近年は、皆さんご存知だと思いますが、虐待によって保護される子どもたちが増えています。また、障害を持った子どもたちが、こういった社会的養護の中に組み込まれてきて、里親家庭や児童養護施設で暮らす子どもたちの中での割合も非常に増えてきています。今回の震災で両親を亡くした子どもたちは親の死亡という突然の災害によって、親を亡くしました。普通ですと、児童相談所が入って一次保護という形になるわけですが、今回は、幸いなことに親族の方達が子どもたちを引き取り制度を使って、親族里親や養育里親の登録に至ったわけです。こうした保護される理由のひとつとして、親の死亡ということも挙げられるわけです。里親家庭に委託されている期間、あるいは養護施設にいる期間というのは、子どもによってさまざまです。例えば、親が病気で、回復して子どもの世話をできるようになるまでという短期のものもありますし、ひとり親家庭で、親の仕事がいつも遅くて、子どもにひとりで留守番させておけない。子どもがある程度大きくなってお留守番できるようになるまで、それまで、例えば児童養護施設で預かってくださいとか、そういうケースもあるわけです。短期の場合もあるし、高校卒業まで里親家庭あるいは養護施設で生活している子どもたちもいます。それに合わせて実親との関係というのはさまざまです。面会が頻繁にある子どもたちもいます。長期の休みの度に必ず親元に帰れる子どもたちもいますし、一

方で、全く帰ることのない子どもたちも少なくありません。親が分からないという子どもたちは、いま非常に少なくなっています。昔ですと、いわゆる棄児のような子どもたちもいたわけですが、いまは全く親が分からないという子どもたちは本当に少ないです。しかしながら、親がいても、子どもを捨てたも同然に、子どもの面会にも一切来ない、そして、預けたらそれっきりという親もたくさんいます。ですから、その子どもの存在を知っているのはその生んだお母さんだけで、当然、親戚とかいるわけですが、その方達が子どもの存在さえ知らないという子どもたちもいます。私のところにいる子どもにも、そういう子どもがいます。生まれてすぐ数ヶ月で乳児院に入って、それから養護施設に入って、それから私のところに来た子どもたちがいます。子どもたちは、小さいうちはお母さんに会いたいということを口にしますが、だんだん大きくなっていくに連れて、自分が親から見捨てられたというか、自分のおかれていた状況というのを本人なりに理解してきます。長く一緒に生活していれば、私とその子ども、私たち夫婦とその子どもは、血のつながりはなくても、気持ちの上では実の親子に近いような関係になります。子どもはそれだけでは解決しないわけです。口には出ませんが、いろいろな切なさや思いを持ちながら大きくなっていきます。私のところで成人した里子、いまでも親子同然のようにお互い思いながら関係を持っている子どもがいます。その子どもたちも、それぞれある時期に親と会って、いろいろな葛藤があって、それを乗り越えて今があります。里子と里親という関係は、新しい家族をつくっていくということですが、ただそれだけで子どもの出自の問題が解決されるわけではありません。いつか必ずある時期に、それをみんな乗り越えて、そして、ある意味では、傷を回復していくということだと思います。その間には、子どもは思春期に壮絶な反抗期を迎えたり、本人もすごく苦しい時期を送ったりします。でも、それを、私たちは本当の親ではないけれど、あなたのことをいつも思いながら寄り添って応援していくよという思いで、子どもと生活を共にしていくのが里親なのかなと、私はこれまでやってきました。事親の存在のない子どもが自立していくというのは本当に大変です。里親家庭にいる子どもたちは、ある程度、自立に向けての支援を受けることができますが、特に児童養護施設にいる子どもたちが自立するのは大変です。親の支援がなければ、18歳で高校を卒業して、社会に出て仕事に就いて1人で生きていくこととなります。行政的な支援は非常に少ないのが実状です。この東日本大震災で、本当に多くの様々な団体ですとか企業ですとか個人の方たちが、遺児や孤児のために支援の申し出をしています。しかし一方で、あまり表に出てこないところですが、社会的養護のもとにいる自立の支援が必要な子どもたちが沢山いるということも、是非、今日おいでになった方には心に留めていただきたいと心から願っております。資料にも書きましたが、社会的養護の課題の一つは、社会に認知されていないことです。今でこそ新聞とかテレビで取り上げたりすることも多くなりましたが、それもここ最近のことです。それまでは新聞に取り上げられることも非常に少なかったですし、記事になっても、親と生活できないかわいそうな子ども

たちがいますというような、本来の支援とは離れた形での取り上げ方が多かったのではないかと考えています。地域によっては、里親が自分が里親であることを隠しながら、ひっそりと静かに生活しているという方たちもいます。最近聞いた話ですが、里子はお断りというような幼稚園があると聞いています。それも、一つの幼稚園ではなくて、ある地域では里子はお断りということを知りました。なかなか学校や地域の理解が得られないということで、隠れ里親を強いられる里親たちもいます。それは子どもたちにとっても非常に不幸なことです。子どもたちが親と生活できなくても、社会の一員として地域の一員として、僕は里子ですということが言えるような社会にならなくては、子どもたちは生きづらいということ、日々感じています。幸い、私の住んでいる蔵王町は非常に協力的で、よく支援いただいています。各市町村でそういう支援する体制ができてくれば、子どもたちが、生きやすく、地域の中でのびのびと生活していけるようになるのかと考えています。いろいろな家族形態がある中で、里親家庭もその中のひとつの新しい家族の在り方として、地域の方にも社会全体にも認められていくようなそのような社会になってほしいなと思います。さて、本題に移りますが、震災で親を亡くした子どもたちも、そうした社会的養護のもとにおかれたことになります。親を亡くした子どもたちに別の生活の場を用意し、その子どもたちの育ちと、自立を支援していくということです。それについて行政が、親族里親に対して、叔父さん叔母さんであれば養育里親に対して、子どもたちの生活費等を、養育里親であれば加えて里親手当を支給して、経済的な支援をしていくわけです。いろいろな、例えば給食費が公費で出たり、医療費が無料になるなどの、生活に付随する支援が受けられるのです。そういう行政の支援の中で、里親制度が動いているわけです。もし、残念ながら、親族さんに育てられる方がいなかったならば、児童相談所の一時保護所に一時期入れられて、それから里親家庭なり児童養護施設に措置されるという形になったわけです。この震災により親族里親となった方たちは、結果として親族里親となったということで、あまり里親という意識はありません。私たち一般の養育里親は、里親になりたくてなったので、自分は里親であるという意識において、親族里親さんたちとは、その点において、違いが大きいかもしれません。そして、おじいちゃんおばあちゃんであれば、自分の息子、娘を亡くして、叔母さんであれば自分の兄弟を亡くしているということで、育てている方自身が遺族であって、また被災者であるわけです。また、おじいちゃんおばあちゃんの場合、これまでなら孫をただかわいがっていればよかったけれど、今度は、自分たちでしつけをしたり、教育のことを考えたりしなければならないということで、おじいちゃんおばあちゃんというよりは本当に親の代わりをしていかなくてははいけません。しかし、ずいぶん前に子育てを終わってしまったので、どうやって子どもに接していったらいいかわからないといったことを、児童相談所の方から聞いたりしています。また、逆に、20代の若い方が里親さんになって、子どもを預かっているケースも聞いています。いろいろな年代の方たちが子どもたちを養育していて、その中で、私たち里親会でどのように

支援していったらいいのだろうかということが、大きな課題となっています。私たち里親は専門家ではありません。あしながさんの話でもあったように、心理面での知識をもっているわけでもありませんし、ただ子どもたちを育てている立場の人間です。ですから、私たちは、聞くことから関係づくりを始めようと考えています。つまり、その養育している方たちのお話を聞きながら、私のところではこのようにしていますとか、そういうところからしか、初めは入っていけないのかなというふうに思っています。時間をかけながら、まずは関係を作り、その中から、例えば、里親サロンとか、里親会の活動と一緒にさせていただいて、そこでお互いの悩みとか、苦労とかを分かち合いながら、支援していくことになるのかと思っています。いろんな団体の方たちが支援に入っていますが、私たちのできる分野を考えながら、専門的なところでは、お互い連携し協力いただきながら、支援活動を行っていきたいというふうに考えております。実は今日、県庁で、親族里親から養育里親に切り替える方の研修が行われています。そこに里親会の会員のひとりが自分の養育体験の発表ということで、講義の一つを担当しています。それと同じ切換え研修が今月末には東部児童相談所で計画されております。そういう機会に、私たち里親が、親族里親さんと顔を合わせ、関係作りを始めたと思います。そして、親族里親さんの中で、里親の話を聞いてみたいとか、そういう方たちがいれば、訪問してお話をしたり、逆にお話を聞いたり、そういうところからのスタートになるかと思っています。最後に、中長期的な課題ということで、今は親族里親さんのところに子どもたちがおさまっている形ですけれども、ひとり親家庭で被災した方たちもたくさんありますし、両親そろっている家庭でも非常に厳しい状況に置かれているご家族がたくさんあります。これから、おそらくさまざまな問題が、表れてくることと思います。例えば、高齢の親族里親さんでは、自分が亡くなった後に子どもたちはどうなるのかと、そういう心配をされている方もいらっしゃると思います。また、いまは、社会的養護の中にないない子どもたちでも、ひとり親家庭、あるいは震災孤児を養育している家庭、両親そろっている家庭でも、社会的養護が必要とされる子どもたちが、おそらく現れるのではないだろうかと考えられます。そのような子どもたちが出たときに、突然バタバタと、さあどうしようというのではなくて、児童養護施設や、里親家庭が、そうした子どもたちの受け皿として、引き受けていけるように、準備をしていかななくてはならないと思っています。そして、そのための研修は不可欠な取り組みです。これから活動を始めるところですので、たぶん続けていく中で様々な課題が私たちの中でも出てくると思います。いろいろな関係機関の方々と、協力・連携しながらやっていきたいと願っています。よろしくお願ひします。

質 問 1

親族里親から養育里親への移行について。

回 答

制度的な話ですが、もともと親族里親というのは三親等以内の親族が里子として子どもを預かり育てるというものです。一般の養育里親ですと、里親手当と子どもの生活費の分が出ることになっていますが、親族里親については、親族が子どもをみるのは当然だろうということで、里親手当は出ないことになっていきます。今回の震災に関しては、親族さん自身も被災しているケースも多く、厚生労働省が、三親等の親族さんについてですね、二親等のおじいちゃんおばあちゃんは直系親族は扶養の義務があるという民法の規定があるものですから、里親手当は出せないのですが、三親等のおじさんおばさんについては制度を改定し、養育里親の研修を受ければ養育里親として認定するということが、9月1日からなりました、いまその切り替えが行われているところです。メリットデメリットということですが、養育里親になるメリットというのは、里親手当一人目は72,000円、二人目からは36,000円が措置費として支給されるということです。その分の経済的な支援があるということがメリットです。ですから、養育里親になることのデメリットというのはありません。ただ、親族里親さんが仕事が忙しく、養育里親の研修をなかなか受けられないという現状もありますので、簡素化するとか、そういうことも今後求められてくると思います。

質 問 2

親族里親のレスパイトは必要だと思うが、養育里親にレスパイト先を求められたときはどのように対応するか。

回 答

本当に親族里親のレスパイトは必要だと思っています。ただ、私たち里親と親族里親さん、あるいはその子どもたちとの関係性ができていなければこれはできないことです。先ほども話したことですが、まずはとにかく親族里親さんあるいは養育里親になった方たちと私たちが関係を作っていくことだと思います。きちんと話しができるように、また、時間がかかるかもしれませんが、お互いに信頼関係を築いていくことです。例えば里親会の活動の中では里親サロンや里親子交流のための行事がありますので、そういう行事に参加していただけるような関係になって、里親さんとも、子どもたちとも、また子ども同士が知り合いいろいろな関係を作っていくことです。そういう段階までになれば、レスパイトで親族里親さんから子どもたちを預かることは可能になってくると思います。是非、里親会としてもそういう方向で動いていけたらいいと思っています。それに関連してですが、やはり、親族里親に限らず、被災した家庭の中で、育てたくても育てられないというケースは、今後出てくると思います。そうしたときに、遠くの里親とかあるいは遠くの施設に子どもが行くというのではなく、今、生活している場所、育てている親族里親さんにできるだけ近いところで、養育里親

がその子どもを引き受けていくこと、そして、親族里親さんも含め、一緒に子どもの支援をしていけるような体制を作っていけたら将来的にはいいのかと考えています。

社会的養護と養育者への支援

～親族里親を中心に～

宮城県里親連合会会長 卜蔵康行

社会的養護とは

世の中には、親のいない子どもたちや、親がいても虐待や養育放棄、親の病気など様々な理由によって実親と暮らすことのできない子どもたちがいる。こうした子どもたちには、実の家庭に替わる養育環境が用意され、さらには不適切な養育環境で暮らした子どもたちの心身の痛手をケアしていく環境が用意されなければならない。

そのために社会が用意した養育環境の体系を社会的養護という。

公的責任としては、国と都道府県・政令指定都市が負うが、広く社会としての責任という意味では、地域住民である私たち一人ひとりも支援の意識をもつ必要がある。

児童憲章

「すべての児童は、家庭で正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる」

社会的養護の体系

家庭養護

- 里親・・・養育里親、親族里親
- 養子縁組里親
- ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)

施設養護

- 乳児院
- 児童養護施設
- 情緒障害児短期治療施設
- 児童自立支援施設など

社会的養護の現状

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万7千人。このうち、児童養護施設は約3万人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭的養護を行う(定員5～6名)	
	区分(里親は重複登録有り)						ホーム数	49か所
	養育里親		7,180人	2,837人	3,836人			
	専門里親		5,823人	2,296人	3,028人			
	養子希望里親		548人	133人	140人			
	親族里親		1,451人	178人	159人			
			342人	341人	509人			委託児童数 219人

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	124か所	575か所	33か所	58か所	272か所	59か所
定員	3,794人	34,569人	1,539人	4,043人	5,430世帯	399人
現員	2,968人	30,594人	1,111人	1,545人	4,002世帯 児童5,897人	283人
職員総数	3,861人	14,892人	831人	1,894人	1,995人	256人

小規模グループケア	458カ所
地域小規模児童養護施設	190カ所

資料：福祉行政報告例(平成22年3月末現在)
 ※職員数は、社会福祉施設等調査報告(平成20年10月1日現在)
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む(家庭福祉課調)
 ※自立援助ホームは、家庭福祉課調(施設数は平成22年3月末現在、その他は同年3月1日現在)
 ※小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調(平成22年3月末現在)

3

社会的養護にある子どもたち

保護される理由は様々である

親の養育能力不足、病気、虐待、養育放棄、破産等の経済的原因、行方不明などが多い
 近年、被虐待児の増加、また障がいのある子どもも増加している

里親家庭に委託されている期間や児童養護施設に入所している期間も様々である

短期委託 例えは親の病気など家庭復帰を前提としての委託
 長期委託 高校卒業(措置解除)、自立まで

実親との関係も様々

面会や外出、帰省など親との交流がある子ども
 一方で、全く帰るところのない子どもも少なくない
 親はいても、親であることを放棄された子どもたち
 自立の困難さ→ここにも支援の必要な子どもたちがいる

その課題の一つは、社会に認知されていないこと

里親の養育は、新しく家族をつくる働き 全く背景の異なる子どもと里親の出会い
 地域の理解や支援が必要→子どもの生き易さ
 社会的養護が地域に拓かれ、多様化する家庭の一つの形として認められること、理解されることが大事

*震災で親を亡くした子どもたちも社会的養護におかれたことになる

→親族里親・養育里親として経済的な支援
 もし、育てる親族がいなければ、里親家庭や児童養護施設への委託となる

親族里親への支援 その課題

親族里親のすがた

普通の養育里親は、自分から希望して里親となり、子どもの育ちの支援に関わる

親族里親は、結果として里親になる・・・里親という意識はあまりない場合もある

特に震災では

親族里親・養育里親は、自身、身内を亡くしている被災者である 養育支援と里親さんの心のケア

仮設住宅やアパートへの入居等、住居環境が厳しいケースもある

高齢の親族里親・・・将来への不安 若年の親族里親もいる

実子と里子との関係性

里親会の親族里親支援

児童相談所との連携 親族里親のニーズの把握と里親会(里親)にできること

里親は専門家ではない 一人の養育者として関わること、話を聞くこと

チームとしての支援 里親サロンなどを通してのピアグループ

時間をかけての支援 親族里親との関係づくりから息の長い支援に

他のさまざまな機関との連携 それぞれの専門性を活かし、情報を共有しながら

被災した子どもたちへの支援 中長期的な課題

震災孤児126人、遺児(ひとり親家庭)712名、両親は揃っていても厳しい状況に置かれている子どもは多数

子どもたちの養育を続けたくても続けられないケースが現れる可能性は高い

その時に動き出すのではなく、里親や児童養護施設などは受け皿として備えをしておく必要がある

阪神淡路の時には、親族家庭を転々として移っていった子どももいた 支援の継続の必要性

講演Ⅳ

震災子ども支援室の取り組み

東北大学大学院教育学研究科教授

本郷 一夫 氏

講師プロフィール

東北大学大学院教育学研究科教育ネットワークセンター所長

専門分野 発達心理学

本郷でございます。震災子ども支援室の立ち上げの若干の経緯と、それから今後の方向性についてお話をさせていただければと思います。

まず、組織上の問題からお話をさせていただければと思います。皆さんのお手元にはないスライドなので、こちらを見ていただければと思います。震災子ども支援室は教育学研究科の教育ネットワークセンターの中に置かれています。教育ネットワークセンターの中には、研究プロジェクト部門から始まって4つの部門がございます。この中の一つである地域教育支援部門という中に、震災子ども支援室が位置づくことになります。一番下に東日本大震災特別支援事業というのがあります。これは、震災以来、まずは短期的に2ヶ月の事業として始まって、その後長期的な事業として続いているものですが、それとは別に独立して震災子ども支援室というものを作りました。

この経緯に関しては先ほどの開室式にありましたように、寄付を契機に始まっております。寄付の申し出をいただいたのはかなり早い時点でしたが、支援室を作るのに少し時間がかかりました。寄付をいただいてもこちらで本当に何ができるのか、お声掛けいただいてもこちらでできないということになると、かえってご迷惑をおかけすることになるので、こちらである程度の枠組みを作ってから受け入れることにしたためです。その結果、「震災子ども支援室」を作って、そこにスタッフを配置することになりました。こちらにいます加藤教授が室長になります。相談員として平井さん、久保さんという2人の心理士がいます。現在この3人で始まっておりますが、もう少し心理士を増やすことも考えております。現在はこの建物の6階の603号室という部屋に震災子ども支援室が置かれています。6階を見ていただくと「震災子ども支援室」というプレートを作って両側をぶどうで囲ってあるのが今あります。何故、ぶどうかと言うと、一粒ひとつぶが繋がっていくというような意味があったり、そのままでも食べられるし、干しぶどうだったりワインにもなったりというように、いろいろな変化をしていくというような多様な要素を持ったぶどうが象徴的だというようなことではないかと理解しています。

支援室で何をやっていくのかについてお話をする前に、簡単に、3月11日の震災以来子どもたち、あるいは子どもの周りの大人たちにどういうことが起こったかということについて少し振り返っていきたいと思います。2011年3月11日午後2時46分ごろ東日本大震災が起きました。その当日私はここの研究科のエレベーターの中に一人で乗っておりました。講演の副題として「震災がいつ起こったか」というテーマを掲げてあるのは、確かに3月11日に震災は起こっているのですが、私のところに発達相談があったのは、3月11日よりむしろ4月7日の方が多かったと思います。4月7日の夜11時32分に、震度6強の地震が起こってまた停電になりました。子どもたちにとって3月11日は、揺れは大きかったですけれども日中で、保育所・幼稚園・学校など、あるいは先生たちと一緒に過ごさせていたということで良かった面があったのだらうと思います。しかし、4月7日は、夜、いきなり

真っ暗になったので、不安もずいぶん大きかったと思います。その後も結構大きな余震が続いていたというのもありますし、あるいは誤報も含めていろいろな警報が鳴ってそれで不安になっていったということがあるのではないかと思います。さらに7月10日に発生した地震では、本震以来はじめて津波が観測されたと言われておりますけれども、実際には津波は発生していないものの、沿岸地域では、仙台市においてもですね、地域によっては震災以来4回警報が鳴って避難しているというようなことも聞いております。このように3月11日が大きい地震だったのですけれども、そこだけの問題ではなくて、その後何度も起こっている事柄によって、子どもあるいは大人がさまざまなストレスを抱えてきているということを理解しておく必要があると思います。

それから、もう一つは地震そのもの、あるいは津波そのものの被害もありますが、その後の生活変化によるストレスが大きいだろうと思います。今日のテーマである親を亡くした子どもさんはもちろんのこと、親を亡くされていない子どもさんにとっても実際に津波で家が流された子どもさんもありたりとか、あるいは家は壊れていないけれども揺れが頻繁でその恐怖から家に入れなくて避難所で過ごしていたりとか、あるいは断水・停電といったようないつもとは違う生活を強いられていたということがありました。また、避難所それから親戚の家、仮設住宅といったような、環境移行といいますが、環境の変化によって様々なストレスがかかっています。

震災から3ヶ月少し過ぎたときに、沿岸部の小学校の研修会で伺った話ですが、そのころには、避難所ではなくて親戚のところから通っている子どもさんに大きいストレスがあるというようなことがありました。避難所も当初大変だったのですけれども、3ヶ月もすると物資も、スペースもある程度確保でき、場所にも慣れてきたということもあったのかもしれませんが、それよりもむしろ子どもによっては親戚のところ、場所的には快適なのかもしれませんが、保護者が様々なストレスを感じたり、それによって子どももストレスを感じたりとすることがあったのではないかと思います。

それから、この3番目は今後ますます大きくなっていく問題ではないかと思いますが、保護者の生活習慣の変化をあげることができます。津波・地震・放射能というようないろんな事柄によって仕事の間を失う、あるいは収入が激減するというような震災後起こってきている問題は、保護者の不安を高め、それが子どもたちに伝わってきていることが考えられます。こういったことが親を亡くした子どもさんだけではなくて様々な子どもあるいは大人にかかるストレスだと思います。

そういった中で震災子ども支援室で何が支援出来るのかという点については、お手元の資料にあげていますような、4つの支援をしていきたいと考えております。一つは、時間の中での支援ということで、先ほども出ておりましたけれども、10年間支援を行います。もしかしたらもう少し長いということもあるかもしれません。次に関係の中での支援ということ

です。同じ心理士が継続的に関わります。それから3番目に、文化を考慮した支援ということです。これもこのあと少し補足をいたしますけれども、関係機関や地域の方々と連携して支援を行っていきます。4番目に、子どもと子どもを取り巻く人々への支援ということです。名前は「震災こども支援室」となっておりますけれども、子どもだけに限定しているわけではなく、子どもを取り巻く大人、保護者、里親、あるいは保育士や教師の方なども含めて支援することを考えています。それで、このような図を作ってみました。例えば10年間を考えると、5歳の子が高校生になり、10歳の子は20歳になります。ここで、5歳の子の場合には乳幼児期・児童期・青年期という3つの時期を過ごすことになります。それから、18歳、現在18歳の方は28歳になります。もしかしたら結婚して自分の子どもを持っているかもしれません。このように、震災子ども支援室には、「子ども」という名前が付いておりますけれども、法律上の子どもの規定にとらわれずに支援ニーズに応じて支援していくということ、すなわち支援ニーズがあれば28歳でも支援することを考えております。下に書いてありますように10年間にわたる継続的な支援をしていくというような構造でございます。

先ほど、4つの視点あるいは4つの柱というものを示しましたけれども、これを少し補足させていただきたいと思います。1番目の「時間の流れの中での支援」については、3つ書いてあります。第1に、「子どもの体験は子どもの成長の中で違ってくる」ということです。実際私が関わっているような子どもさんの中にも目の前で母親が流されたというような子どもさんもいます。現在のところはそんなに大きいストレス状況にさらされているようには外目からは見えません。父親にも特に何か語っている訳ではないし、先生にも特に語っている訳ではありませんが、本当のところは心の中で何が起きているのかはよくわからないところがあります、しかしこの子どもさんが成長してくる中で、自分の体験の意味が、たとえば3年後5年後、自分が見た光景の意味っていうのがまた違ってくるかもしれません。また、自分の自己の形成の中で体験の意味が違ってくるということによって、起こってくるような問題もあるかもしれません。2番目に子ども発達に伴って子どもの抱える問題も当然変わってきます。自分の体験の意味だけではなくて、子どもが持つ問題自体も変わってくると考えられます。さらには、3番目にあるように子どもの発達に伴って子どもと保護者の関係が変わってくるということも当然あります。今は小さい子どもさんであっても5年後には小学校の高学年くらいになって、親子の関係も違ってくるのが考えられます。そういった時間の流れを想定しながら支援をしていければと考えております。各関係機関にご挨拶に伺わせていただいた際にうかがう話の中にも、今すぐの問題もありますけれども、例えば3年後くらいに、子どもを引き取って見たものの、なかなか育てるのが難しい、どうにかして欲しいというようなことが出てくるような可能性もあるのではないかとというようなことも伺っております。そのような問題も考慮に入れながら時間の流れの中で支援していくことができればと思っております。

2番目の柱である「関係の中での支援」については、同じ心理士が原則として10年間は関わりますということです。ここに3つ書いてありますけれども、初期の報道では「東北の人は我慢強いので、いろいろな心理士が『何か悩みがありますか』とか『困ったことがありますか』と尋ねても『なにもありません』と言う」ということが伝えられていたと思います。確かにそういうところもあるかとは思いますが、普通は知らない人がポッと来て、「悩みがありますか?」と尋ねても何も言わないということもあるのだらうと思います。信頼できる関係の中で悩みを語っていただいたり、いろんな話しをしたりできればと考えています。ちょっと専門的な用語が入ってきておりますけれども、「ディブリーフィングにおける関係性」というのは、阪神淡路大震災の時とは違って今回の震災では無理やり体験を語らせるとか絵を描かせるのは良くないというようなことが言われています。原則としてその通りだらうと思います。無理やり語らせることなく、本人が自然に語ることが大事なことです。しかし、これもどんな人との関係でどんな場所で語るのかということ抜きには実は考えられないことです。語るのがいいのか悪いのかというようなことではなくて、やっぱり人との関係の中で語る、あるいは語らないという視点で捉えておくことが大事だらうということです。その点で、変化を見つめながらも何か問題が起こったらそれを解決する「問題解決型の支援」と、問題が起こらないように継続的な関わりの中で行っていく「問題予防型の支援」という、大きく2つの方向の支援ができればと考えております。

それから3番目の柱である「文化を考慮した支援」についても簡単に3つ書いてあります。このところ教えていただいている例としては、いろいろな避難所で違う地域の人が集まったときに、初期にはその間でうまくいかないことがあったということです。ある地域では浜ごとに教室をわけて、1年1組には〇〇浜、1年2組には××浜と配置してバランスを保っていたということがあったようです。震災子ども支援室でもこれから沿岸部に出かけますが、なかなかその地域のことをわからないこともありますので、地域の養護施設の方に一緒に回っていただくというようなことを考えています。2番目、3番目もこちらがなかなか計り知れない例として書いてあります。実際に同じ被災地域でも場所によって全く被害を受けていないというようなところもあります。そういう被害を受けていないところの地区の人たちはむしろ被害を受けた人たちに自分たちだけが助かって顔向けできないというような感覚を持っているところもあるというお話もお聞きします。それから先ほどから出ていました、遺児・孤児を育てる親族の思いとしても、親族里親は養育里親よりももらうお金が少ないということがありますが、お金が少ないということの不満というよりも、むしろ親戚の子どもをお金をもらって育てるなんていいのだらうかという思いを持たれる方もいるということ伺います。その点で様々な思いが様々な地域であるということを経験した支援というのが「文化を考慮した支援」ということになるのだと思います。

以上のことを考慮に震災子ども支援室では、誰かそういう子どもはいませんかを探し出し

て子どもに対して支援をするというよりも、時間の軸の中で緩やかな支援をしていければと考えています。たとえば1番目に示してある子どもに関わる人に対する研修会ということから、保護者・里親・保育士・教師・施設職員への研修会も重要な支援だと考えています。この一環として来週、宮城県里親連合会と共催の形で里親の方あるいは施設の職員の方向けの「東日本大震災後のケアの在り方」の研修会をここで実施するというようなことを計画しております。また、保護者が集まれる子育てサロンをいろいろな地域に作ってそこでお話をするという、さらに保護者の個別の面談、子育て相談、発達相談を実施していきたいと考えています。この点については、むしろ地域では話しづらいという方がいらっしゃるかもしれないので、地域で開催する場合と、地域から離れた場所で開設する場合の、2つの方向性を考えております。また、子ども自身の相談についても、学校のこと、友達のこと、進路のこと、家族のこと、自分自身のことなど様々なことについて相談を行っていきたいと思います。いきなり4番目にあるような親を亡くした子どもへの直接的ケアをやるのではなく、1番、2番、3番というように手順を踏みながら、ニーズがあれば4番目の子どもへの相談へと広げて継続的に支援していくということができればと考えております。

以上が震災子ども支援室のこれからの方向性ということでございます。ご静聴ありがとうございました。

質 問 1

宮城県以外の岩手および福島への対応はどういうふうを考えているか。

回 答

当初から、宮城、岩手、福島の三県を中心に支援を行うという方針を立てております。それで、まず宮城県が一番近くにありましたので、いろいろまわったりしております。また、岩手にも県庁等には伺っておりますし、陸前高田にも今月の末か来月初めくらいに伺う予定になっております。宮城と岩手についてはだいたいの方向性が見えてきています。しかし、福島については被害を受けた方がその地域にいないことも多くあります。そこで、もう少しその実態をとらえてから福島の方にもお伺いをする予定です。なお、心理士については、現在、室長の他に2人の心理士がいて、一人は宮城県に在住で、もう一人は岩手の盛岡にいますので、岩手を中心にやっていただく予定にしています。福島についても、状況が見えてからになりますけども、こちらから出かけて行くかあるいは場合によっては福島で雇用することも考えております。

質 問 2

大きな被害を受けた地域でその地域に住めないため、居住地を変えたような場合にはどうするのか。

回 答

大きな被害を受けたところ以外でも、経済的な基盤が作れないとその地域の中では、家があっても暮らしていけないことになってくるのが考えられます。そうすると、地域から離れてある程度職があるところで生活をせざるを得ないという状況が出てくるのではないかと思います。たとえば、宮城県であれば、移動する可能性が一番高いのは仙台だろうということも予想されていますので、地域に出かけて行くこと以外の他に、地域から離れて、そこで居住しているような子どもさん、あるいは保護者の方についてもそういうニーズがあれば、支援していく方向で検討しております。

質 問 3

問題予防型の支援というのはたとえばどういうことか。

回 答

通常心のケア、あるいはケア全体の支援の時になされがちなのは、何か問題が起きた時、問題があつてどうしようという相談を受けた時、そこから支援が始まることが多いだろうと思います。これが問題解決型の支援です。一方、問題解決型の支援というのは、たとえばなかなか移行した学校でうまくいなくて不登校になるとか、あるいは受け入れられた家族との関係がうまくいなくてなかなか家に戻らないというように、いろいろな問題がでてくると予想される場合、そういった問題がそもそも起こらないように子どもや家族への支援をしていくことを考えています。より具体的には、先ほど申し上げたように同じ心理士が継

続的に伺うということ、問題があってもなくても定期的に伺うなかでできてくる関係の中で、問題解決型ではなく、問題予防型の支援を展開していきたいと考えています。この2つの側面を考えながら支援体制を構築していきたいと考えています。以上です。

東北大学大学院教育学研究科 震災子ども支援室

教育ネットワークセンター長
本郷 一夫

I. 教育ネットワークセンター

東北大学大学院教育学研究科
教育ネットワークセンター

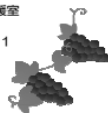
震災子ども支援室

東北大学では、東日本大震災で親を亡くした子どもたちの成長の道のりを、長期的に支援していきます。

室長：加藤 道代 / 東北大学教育学研究科教授・臨床心理士
相談員：平井 美弥 / 臨床発達心理士
相談員：久保 玲子 / 産業カウンセラー

問い合わせ先

東北大学大学院教育学研究科内 震災子ども支援室
FAX : 022-795-3263
所在地 : 980-8576 仙台市青葉区川内 27-1
E-mail : s.children@sed.tohoku.ac.jp



地域教育支援部門

- ◇ 震災子ども支援室
- ◇ コンサルテーション事業支援
- ◇ ボランティア事業支援
- ◇ 生涯学習支援事業支援
- ◇ 社会教育主事講習実施支援
- ◇ 教育指導者講座支援
- ◇ 東日本大震災特別支援事業

震災子ども支援室



Ⅱ. 子どもたちを取り巻く現状

1. 震災はいつ起こったか

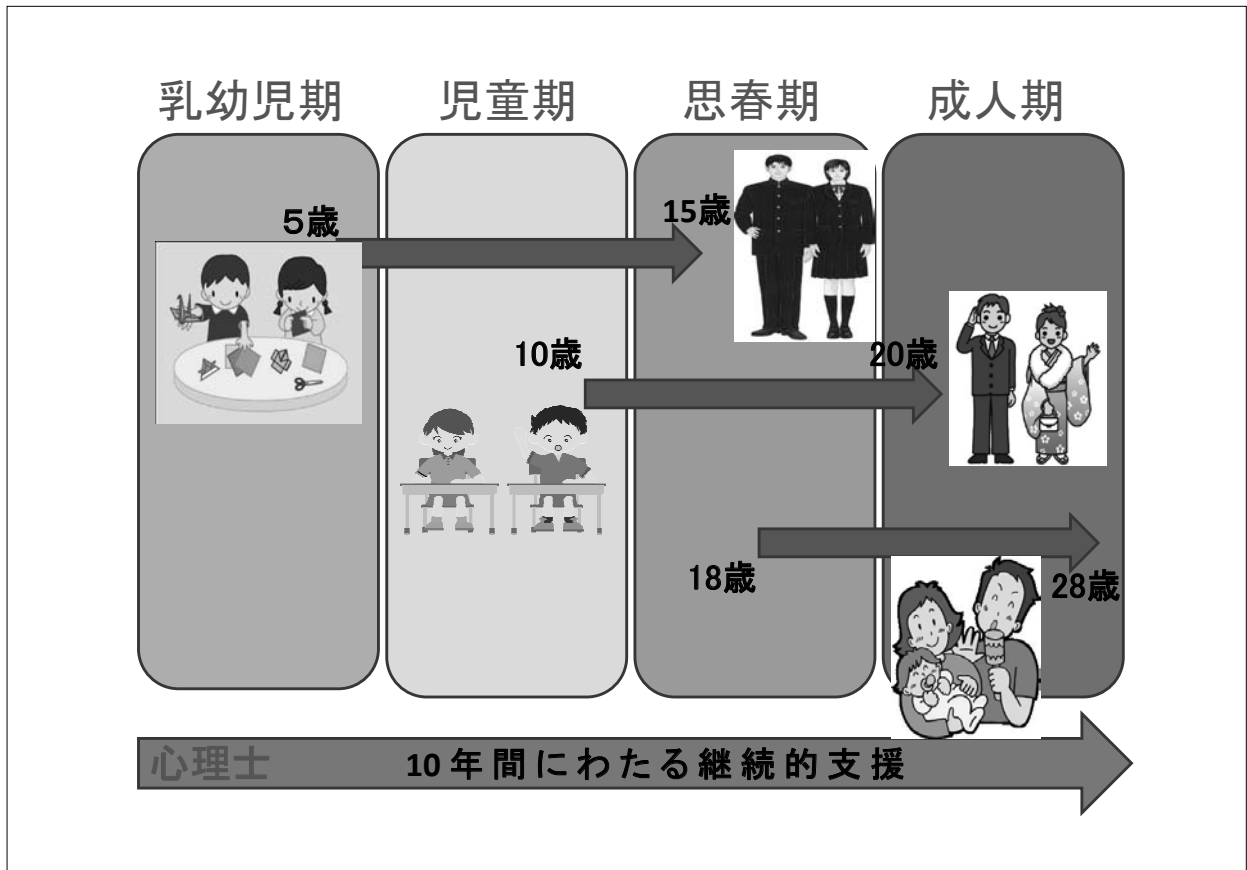
- ①2011年3月11日 午後2時46分頃。
- ②4月7日午後11時32分頃に宮城県北部・中部では震度6強。
- ③7月10日に発生した地震では、本震以来はじめて津波。
- ④実際の津波は発生していないものの津波警報の発令による避難。

2. 生活の変化によるストレス

- ① 様々な生活変化
 - ・津波で家が流もされた子ども
 - ・頻繁なゆれの恐怖から避難所で生活する子ども
 - ・停電、断水によるいつもとは違う生活
- ② 環境移行に伴う様々なストレス
 - ・避難所－親戚の家－仮設住宅に移動する子ども
- ③ 保護者の生活基盤の変化
 - ・地震・津波・放射能によって、仕事の場を失った保護者

Ⅲ. 震災子ども支援室での支援

1. 時間の流れの中での支援：
10年間にわたる支援を行います。
2. 関係の中での支援：
同じ心理士が継続的に関わります。
3. 文化を考慮した支援：
関係機関や地域の方々と連携して、支援を行います。
4. 子どもと子どもを取り巻く人々への支援：
親を亡くした子どもさんだけでなく、保護者や里親、保育士・教師など子どもを取り巻く人々への支援を行います。



1. 時間の流れの中での支援

- ①子どもの体験の意味は、子どもの成長とともに違ってくる。
- ②子どもの発達に伴って、子どもが抱える問題が異なってくる。
- ③子どもの発達に伴って、子どもと保護者との関係が変わってくる。

2. 関係の中での支援

①東北の人は我慢強い性格なのか？

②「デブリーフィング」における関係性

③2つの方向からの支援:

発達に伴って起こってくる問題や人との関係の変化を見つめながら「問題解決型の支援」と「問題予防型の支援」の2つの方向から長期的な支援を展開していく。

3. 文化を考慮した支援

①避難所での異文化

②津波の被害を受けなかった地域の人たちの「思い」

③孤児・遺児を育てる親族「思い」

4. 子どもと子どもを取り巻く 人々への支援

- ①子どもに関わる人に対する研修
(保護者、里親、保育士、教師、施設職員)
- ②保護者が集まれる子育てサロン
- ③保護者の個別面談(子育て相談、発達相談)
- ④子どもの相談(学校のこと、友だちのこと、進路のこと、家族のこと、自分自身のこと)



**東日本大震災後の
ケアのあり方**

講 師：東北大学大学院教育学研究科教授
本郷 一夫

日 時：平成 23 年 11 月 19 日 (土)
時 間：午前 10 時～11 時 30 分
場 所：東北大学文科系総合研究棟
11 階大会議室

参 加 費：無料
申込方法：FAX あるいはメール

・主 催：東北大学大学院教育学研究科
教育ネットワークセンター 震災子ども支援室

・共 催：宮城県里親連合会

・問合せ先：東北大学大学院教育学研究科内 震災子ども支援室
FAX：022-795-3263
所在地：980-8576 仙台市青葉区川内 27-1
E-mail：s.children@sed.tohoku.ac.jp

アンケート結果

本日のシンポジウムについて

- ・これからの支援内容がわかり、参加して良かったと思います。
- ・今回限りではなく、今後とも関係機関・団体とのシンポを企画してください。
- ・各シンポジストの関わりで行っている活動に関して、とてもわかりやすい報告でした。多くの方が「こども支援」に理解を深め、今後の方向性も見え、手応えのあるものと感じました。明るい光が見えた思いです。
- ・震災孤児への支援の声が全国から寄せられておりますが、心のケアの部分での孤児等が里親に寄り添った形での支援の声がなかなかなく、関係機関がどう対応するのかという時に、10年の長期にわたり、支援していくということで、少し気持ちが楽になった感じがします。微力ですが、私も現場で、また少し頑張れるような気持ちになりました。ありがとうございます。
- ・子どもの変化に添うこと、時間軸での支援を考えていくことを改めて考えました。ト蔵さんの里親としての長年の経験を、私たちの今の支援にいかしていきたいと思いました。
- ・震災の起こる前からも、貧困格差の広がり、支援の必要な子どもたちが大量に生まれていました。震災はそれをさらに広げるとともに、解決に向けての動きも一気に活発化させるものになったと言えます。今回のシンポを機会にしたいと思います。
- ・「あしなが育英会」の方や、「里親連合会長」さんの話は、具体的で分かり易く、心に響くお話でした。とても良かったです。
- ・現状を知ることができて良かった。今後の活動に役に立つと思いました。ありがとうございます。
- ・各シンポジストが親族里親への支援の必要性や、ドロップアウトへの危険性などについておっしゃっておられて、今後の方向性について示唆を頂きたいと思います。
- ・どのような考えのもと何を目的として、どういう活動を行っている（行う予定）のかを知るには良い機会でした。（いろいろな支援や団体が乱立して誰も統括していない状況が起きているので、より多くの活動をしている団体を巻き込んで、このようなシンポジウムがあればいいと思うことがあります。）

今後の「震災子ども支援室」に対する要望

- ・養育里親をしております。親族里親さんとの交流を図れる場があれば、支えになれることがあるのではないかと考えております。研修、サロン等の企画を望みます。
- ・里親会に属するものです。今後、孤児・遺児の養育の受け皿として里親が必要になると考えています。里親としてのスキルアップの必要性を自覚しています。支援室では、

里親への支援も含まれるとのことなので、期待しています。

- ・ 支援室からの啓発的な事業もお考えいただきたい。
- ・ 長い期間にわたり、固定した心理士がかかわることはとても良いことだと思う。しっかりとした支援が続けられるよう望みます。
- ・ 今後の長期にわたる活動は大変かと思いますが、期待しています。
- ・ 支援の経過を今回のようなシンポジウムなどの形でうかがいたいです。
- ・ すばらしい動きですので、もっと宣伝をして、さらに大きな動きにしていきたいと思います。
- ・ 震災子ども支援室の活動は、学生はどう参加できそうでしょうか？ それぞれの研究室でも活動していると思うのですが、全体としてどう動いているのか、つながっているのか、自分は何か役に立てそうなのか・・・とか、知りたいと思いました。
- ・ 大学内に設置されているので、相談者が相談し易い場でのサロンや、相談室を開催してほしい——すなわち、出張サロン等。
- ・ 研修内容も広く周知させてほしい。本日も、どれ程現場の方がいらしているのか？少々、疑問でした。
- ・ HPにて、活動状況報告や、役立つ情報の提供などしてもらえればと思います。親を亡くした子どもの他に、養育基盤の脆弱な子や発達障害があり、支援の必要な子への支援も必要に応じて行ってもらえると良いと思います。
- ・ 今後、気仙沼で近い人を亡くした子どもへの対応について研修会を開きたいと考えています。（普段、子どもに接する機会の多い保育士や幼稚園教諭向けで）可能であれば、研修会の講師をお願いしたいです。

編集者

加藤 道代 東北大学大学院教育学研究科教授
震災子ども支援室室長
平井 美弥 震災子ども支援室相談員
押野 晶子 震災子ども支援室相談員
久保 玲子 震災子ども支援室相談員

震災子ども支援室開室記念シンポジウム報告書

「親を亡くした子どもに対する支援の中長期的展望」

2012年7月24日

発行者 東北大学大学院教育学研究科教育ネットワークセンター
震災子ども支援室
代表者 加藤 道代
住 所 仙台市青葉区川内 27-1
Tel/Fax 022-795-3263
E-mail s.children@sed.tohoku.ac.jp

開室記念シンポジウム報告書

親を亡くした子どもに対する 支援の中長期的展望



東北大学大学院教育学研究科 教育ネットワークセンター
震災子ども支援室 “S-チル”

〒980-8576 仙台市青葉区川内27-1

TEL&FAX : 022-795-3263

E-MAIL : s.children@sed.tohoku.ac.jp



このパンフレットは環境に配慮した
「本なし印刷」により印刷しております。



環境にやさしい植物油インキ
「VEGETABLE OIL INK」で
印刷しております。